

平成30年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月19日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告	3
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
表決	9
議案第15号，同第16号，同第17号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
質疑	10
佐藤 勝議員	10
（答弁）柴岡業務課長	10
佐藤 勝議員	11
（答弁）茂和泉事務局長	11
佐藤 勝議員	12
（答弁）柴岡業務課長	12
佐藤 勝議員	12
（答弁）茂和泉事務局長	13
佐藤 勝議員	13
（答弁）伊藤管理者	13
佐藤 勝議員	13
相澤孝弘議員	14
（答弁）柴岡業務課長	14
相澤孝弘議員	15

(答弁) 柴岡業務課長	1 5
(答弁) 茂和泉事務局長	1 6
相澤孝弘議員	1 6
(答弁) 柴岡業務課長	1 6
相澤孝弘議員	1 7
(答弁) 柴岡業務課長	1 7
相澤孝弘議員	1 7
(答弁) 柴岡業務課長	1 8
相澤孝弘議員	1 9
佐藤講英議員	1 9
(答弁) 柴岡業務課長	1 9
佐藤講英議員	2 0
(答弁) 柴岡業務課長	2 0
佐藤講英議員	2 0
(答弁) 柴岡業務課長	2 1
佐藤講英議員	2 2
(答弁) 茂和泉事務局長	2 2
佐藤講英議員	2 2
(答弁) 茂和泉事務局長	2 2
佐藤講英議員	2 3
表決	2 3
休憩・再開	2 4
議案第 1 8 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	2 4
質疑	2 5
佐藤 勝議員	2 5
(答弁) 茂和泉事務局長	2 6
佐藤 勝議員	2 6
(答弁) 茂和泉事務局長	2 6
佐藤 勝議員	2 7
(答弁) 茂和泉事務局長	2 7
佐藤 勝議員	2 7
(答弁) 茂和泉事務局長	2 7
佐藤 勝議員	2 7
(答弁) 茂和泉事務局長	2 8

佐藤 勝議員	2 8
(答弁) 山中ほなみ園長	2 8
佐藤 勝議員	2 8
(答弁) 茂和泉事務局長	2 8
佐藤 勝議員	2 8
(答弁) 茂和泉事務局長	2 9
佐藤 勝議員	2 9
(答弁) 茂和泉事務局長	2 9
佐藤 勝議員	3 0
(答弁) 茂和泉事務局長	3 0
佐藤 勝議員	3 0
(答弁) 熊野教育長	3 0
佐藤 勝議員	3 1
(答弁) 茂和泉事務局長	3 1
佐藤 勝議員	3 1
(答弁) 柴岡業務課長	3 1
佐藤 勝議員	3 2
(答弁) 柴岡業務課長	3 2
佐藤 勝議員	3 2
(答弁) 柴岡業務課長	3 2
佐藤 勝議員	3 2
(答弁) 柴岡業務課長	3 2
相澤孝弘議員	3 3
(答弁) 柴岡業務課長	3 4
(答弁) 横田施設管理課長	3 4
相澤孝弘議員	3 4
佐藤講英議員	3 5
(答弁) 茂和泉事務局長	3 5
佐藤講英議員	3 5
(答弁) 茂和泉事務局長	3 5
佐藤講英議員	3 6
(答弁) 茂和泉事務局長	3 6
佐藤講英議員	3 6
(答弁) 茂和泉事務局長	3 6
佐藤講英議員	3 6

(答弁) 柴岡業務課長	37
(答弁) 横田施設管理課長	37
佐藤講英議員	38
表決	39
議案第19号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	39
補足説明(遠藤会計管理者)	39
報告(柴原監査委員)	42
質疑	44
佐藤 勝議員	44
(答弁) 柴原監査委員	45
佐藤 勝議員	45
(答弁) 茂和泉事務局長	45
相澤孝弘議員	46
(答弁) 柴岡業務課長	46
相澤孝弘議員	46
(答弁) 茂和泉事務局長	47
相澤孝弘議員	47
(答弁) 茂和泉事務局長	47
相澤孝弘議員	48
(答弁) 茂和泉事務局長	48
佐藤講英議員	48
(答弁) 柴岡業務課長	49
佐藤講英議員	49
(答弁) 大場副管理者	49
休憩・再開	50
佐藤講英議員	50
(答弁) 茂和泉事務局長	50
佐藤講英議員	50
(答弁) 横田施設管理課長	51
佐藤講英議員	51
(答弁) 茂和泉事務局長	52
佐藤講英議員	52
(答弁) 高橋消防本部管理課長	52
佐藤講英議員	52

(答弁) 佐藤古川消防署長	5 2
佐藤講英議員	5 3
表決	5 3
一般質問	
佐藤 勝議員	5 4
(答弁) 伊藤管理者	5 4
佐藤 勝議員	5 5
(答弁) 大場副管理者	5 5
佐藤 勝議員	5 6
相澤孝弘議員	5 7
(答弁) 伊藤管理者	5 9
(答弁) 大場副管理者	6 0
(答弁) 柴原監査委員	6 1
(答弁) 熊野教育長	6 1
相澤孝弘議員	6 2
佐藤講英議員	6 4
(答弁) 伊藤管理者	6 5
佐藤講英議員	6 6
閉会	6 7

平成30年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成30年10月19日（金）

午前10時30分開会～午後4時26分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第14号 副管理者の選任について
- 第5
  - 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第16号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
  - 議案第17号 大崎地域広域行政事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第18号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第14号 副管理者の選任について
- 日程第5
  - 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第16号 大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
  - 議案第17号 大崎地域広域行政事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第18号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

認定について

日程第8 一般質問

4 出席議員（15名）

1番	佐藤和好君	2番	佐藤講英君
3番	相澤孝弘君	4番	氏家善男君
5番	佐藤勝君	6番	佐藤貞善君
7番	今野公勇君	8番	早坂伊佐雄君
9番	佐藤善一君	10番	米木正二君
11番	遠藤积雄君	12番	門田善則君
13番	大橋昭太郎君	14番	吉田真悦君
15番	平吹俊雄君		

5 欠席議員（なし）

6 説明員

管理者	伊藤康志君	副管理者	猪股洋文君
副管理者	早坂利悦君	副管理者	相澤清一君
副管理者	大場敬嗣君	会計管理者	遠藤睦夫君
会計課長	安倍潔君	事務局長兼 総務課長	茂和泉浩昭君
ほなみ園長	山中政裕君	施設整備課長	村上文彦君
業務課長	柴岡雄司君	施設管理課長	横田宏幸君
消防本部長	大久保記一朗君	消防本部長	早坂久寿君
消防本部長	高橋勇幸君	消防次部長	早坂久寿君
消防管理課長	高橋勇幸君	消防本部長	上野清彦君
消防本部長	黒沼真二君	消防予防課長	上野清彦君
危機対策課長	黒沼真二君	消防本部長	大石誠君
古川消防署長	佐藤光弘君	消防課長	大石誠君
加美消防署長	田村雄一郎君	鳴子消防署長	渡辺裕君
監査委員	柴原一雄君	遠田消防署長	小山年秋君
教育次長兼 総務課長	玉澤永吉君	教育長	熊野充利君

7 議会事務局出席職員

事務局長	高橋幸志君	次長 兼議事係長	柳川敦君
主査	米澤美紀子君	総務課長補佐	川鍋正敏君
総務課長 総務企画係長	高橋正樹君		

会 議 の 経 過

開 会

午前10時30分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定数に達しておりますので、平成30年第4回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。5番佐藤 勝議員、14番吉田眞悦議員のお二人にお願いをいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

---

「日程第2 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

「日程第3 行政報告」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 行政報告。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日ここに平成30年第4回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催され、平成30年度一般会計補正予算を初めとする提出議案を御審議いただくに当たり、組合行政における諸般の報告を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

東日本大震災から7年半が経過する中で、本年は日本各地で大規模な自然災害が発生し、甚

大な被害をもたらしました。平成30年7月豪雨では、西日本を中心に、広い範囲で記録的な大雨によって220名を超えるとうとい命が奪われるとともに、多数の建物被害が発生いたしました。また、9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、最大震度7を記録し、多数の人的被害と建物被害をもたらすと同時に、北海道全域での停電により、経済活動や日常生活に大きな影響を及ぼしました。これら大規模災害において、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげますとともに、今もなお避難生活を強いられている方々に心からお見舞いを申し上げるものであります。

組合におきましては、日々の災害対策訓練を通し、圏域住民の安全・安心の確保に最大限努めてまいります。大崎圏域の住民の命と財産を守るため、大崎地域の防災拠点として整備を進めております大崎広域消防本部・古川消防署建設工事については、来年3月の竣工に向けて現在順調に工事を進めているところであります。

以下、概要について申し上げます。

拠点都市地域整備基本計画の見直しについて申し上げます。

大崎地方拠点都市地域基本計画については、平成20年度に大崎市3地区及び美里町1地区の合計4地区の拠点地区を定めた改定計画として見直しを行いました。策定から10年が経過し、大崎市古川南地区や美里町小牛田駅東地区の拠点地区はそれぞれ事業完了や中止となっているため、現在、整備事業の進捗状況と整備効果の検証を実施しているところであります。計画見直しに当たっては、構成市町の総合計画や都市計画等に配慮した見直しを踏まえ、今年度を目途に改訂を図ってまいります。

平成30年度広域行政研修会の実施について申し上げます。

毎年度、著名な講師を迎え広域行政研修会を実施しておりますが、今年度も公益財団法人宮城県市町村振興協会の講師派遣事業の助成決定を受け、来る11月20日に東京大学薬学部教授の池谷裕二氏をお迎えして広域行政研修会を開催する予定であります。

また、大崎圏域の振興発展のため、広域行政課題の共通理解を図るとともに、各種研修事業を通じて議員相互の親睦を深め、議員活動の活性化に資することを目的に毎年度開催している大崎地域市町議会議員交流会議も同日に開催することで準備を進めております。

環境衛生について申し上げます。

農林業系廃棄物の試験焼却については、第1クールを平成30年10月15日から開始し、3月まで全6クールで実施してまいります。第1クールは100ベクレル以下の廃棄物が対象で、順次ベクレルを上げていく計画です。焼却管理につきましては、クールごとにばい煙及び焼却灰の測定をするとともに、最終処分場においては放流水等の水質検査回数をふやして対応してまいります。

また、施設周辺に設置した空間線量を測定しているモニタリングポストのほかに、職員により施設周辺の空間線量を測定いたします。核種測定結果については、測定結果が出ましたら各クールごとに、市町、施設周辺の関係団体及び住民に公表してまいります。

次に、ごみ処理事業については、今年度4月から9月までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は3万5,980トンで、前年度同期と比較して456トン、約1.3%の減少となっております。可燃性資源物及び不燃性資源物の売り払い量については1,801トンで、前年度同期と比較して37トン、約2%の減少となっております。

ごみ減量化に向けた取り組みについては、ごみ減量化検討委員会からの提言をもとに、可燃ごみの減量化に向けて平成30年4月から紙製容器と雑がみの2品目を統一して、1品目として「その他紙」の分別回収を加美町全域で先行して行っており、来年度から大崎圏域全域で取り組むことになっております。

あわせて、昨年同様「3切運動」として、食材の使い切り・食べ切り・生ごみの水切りも継続して行っており、今後も構成市町と啓蒙活動の強化を図り、ごみ減量化を推進してまいります。

また、不燃ごみの減量化及びリサイクルの推進については、小型家電回収を平成28年7月から大崎圏域内の協力店と構成市町の庁舎などに回収ボックスを設置させていただき取り組んでおりますが、今年度新たに拠点を10カ所増設し、現在41カ所にまで拡大することができ、今年度4月から9月までの回収実績は7,052キログラムとなっております。

さらに、来年度から新たに大崎圏域全域の集積所に小型家電専用の回収ボックスを設置し、より一層の資源化率向上が見込まれるところでございます。

なお、回収された小型家電は、1市4町で「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加していることから、東京オリンピックで使用するメダルの原材料として使用されることになっております。

次に、し尿処理事業については、今年度4月から9月までのし尿の投入量が4万1,308キロリットルで、前年度同期と比較して1,016キロリットル、約2.4%の減少となっております。浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は2万3,717キロリットルで、前年度同期と比較して491キロリットル、約2%の減少となっております。ごみ・し尿の環境衛生施設については、圏域住民の生活に必要な施設でありますことから、今後も適切な管理運営に努めてまいります。

施設整備について申し上げます。

西地区熱回収施設等整備事業において先行して進めております（仮称）大崎広域新リサイクルセンター建設工事については、性能発注による設計施工一括発注方式により平成29年1月24日に契約を締結し、3カ年事業として施設建設を進めており、9月末時点の出来高進捗率は44%となっております。残りの作業等を踏まえると、外構工事と試運転での約3カ月の工期延長が免れない状況になっております。引き続き、工期短縮に努めながらも供用開始を平成31年7月1日と改め、工事の進捗管理に努めてまいります。

一方、熱回収施設については、発注支援業務として西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務を平成29年11月15日に契約を締結し、学識経験者並びに構成市町副市町

長から成る事業者選定委員会を設置しました。事業方式は、施設整備と長期運営を加えたデザイン・ビルド・オペレート方式を新たに採用することで進めております。

なお、この方式はPFI法の規定に準じて進める方式で、既に平成30年6月4日に実施方針を公表し、7月17日に入札公告を行っており、今後はプラントメーカーの事業提案を事業者選定委員会で評価・検討を行い、12月末には事業者を決定する運びで進めてまいります。また、学識経験者並びに施設周辺住民代表から成る大崎広域西地区熱回収施設整備等・周辺環境整備推進協議会のまちづくり専門部会において、進捗報告会等を定期的で開催し、施設と周辺地域との共存を目指した施設整備を図るため鋭意努力してまいります。

次に、斎場整備事業について申し上げます。

新斎場建設候補地選定等の評価結果に基づいて、4候補地周辺住民への説明会や旧町単位行政区長会へ事業説明を開催してまいりましたが、組合ではこれまでにない大規模事業を進めており、構成市町への財政負担が増大しております。今後は、財政状況を見きわめながら進める必要があると考え、施設建設については平成35年度以降になる見込みから、平成30年度を用地確定の最終年度として捉えておりますので、一定程度の方向性を示したいと考えております。

消防行政について申し上げます。

災害の発生状況等について申し上げます。

火災件数は本年1月から9月末日まで49件となり、昨年同期と比較して5件減少しております。火災による死者は、9月末日で2名であり、昨年同期と比較して2名減少している状況であります。これから火災が起りやすい時期を迎えますことから、圏域住民の安心・安全のため、引き続き消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織の方々と連携を深めながら、火災発生件数の抑制に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、本年1月から9月末日まで7,036件となり、昨年同期と比較して30件減少しており、主な要因としては交通事故や転院搬送が減少したことによるものであります。なお、本年の熱中症による搬送は、統計開始以来過去最多となる136人となっております。

また、宮城県ドクターヘリの活用に関しましては、58件要請しており、早い治療開始による救命率の向上と後遺症の軽減が図られております。今後も、ドクターヘリの有効活用を含め円滑な救急業務に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

大崎広域消防本部・古川消防署建設工事については、昨年5月30日の契約から約16カ月が経過し、9月末の全体出来高は55%で進捗しております。

今後の工程といたしましては、12月までに内装工事が完了し、その後、受電する見込みであり、試運転・調整、外構工事を経て来年3月12日に引き渡しを受ける予定となっております。

また、新庁舎内に設ける通信指令センター新設工事については、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と本年5月25日に本契約を結び、工事に着手しております。

今後の工程といたしましては、12月から機器の据え付けを開始し、試運転・調整を経て3月中旬には新庁舎での119番通報の受け付けを開始する予定となっております。

今後も工事の安全管理を徹底するとともに、平成31年4月の供用開始に向けて適切な進捗管理のもと事業を進めてまいります。

予防業務について申し上げます。

近年発生したホテル火災やグループホーム火災を受けて制度化された違反対象物の公表制度については、平成30年4月から運用され、重大な違反が認められた施設に対しましては公表を行うとともに、是正に向けた指導を行っているところであります。

また、消防法施行令の改正に伴い、平成31年10月1日から、飲食店においては面積にかかわらず消火器の設置が義務づけられることから、1年後の施行に向け、小規模飲食店に広報及び説明を行っているところであります。引き続き、社会情勢の変化に応じた的確な防火安全対策を推進してまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が懸念される中で、総務省消防庁による緊急消防援助隊の大幅な増隊計画の策定を受け、当消防本部におきましては、平成30年4月1日時点で12隊を登録しているところであります。

去る9月6日、北海道で初めて震度7を記録した平成30年北海道胆振東部地震の発生により、当消防本部は消防庁長官から宮城県に対し緊急消防援助隊の出動を求められ、地震当日に第1次出動登録部隊の3隊13名を出動させたところであります。派遣場所については、大規模な土砂崩れにより死傷者及び安否不明者が発生した北海道厚真町となり、9月11日までの6日間の派遣期間の中で、人命検索救助活動を実施したところであります。

当消防本部における緊急消防援助隊の出動は、一昨年の岩手県岩泉町への派遣に続き2回目の派遣となり、今後におきましても南海トラフ地震や首都直下地震等の発生による出動要請に備え、部隊の充実強化と効率的な運用を図ってまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターにおきましては、平成10年の開館以来、圏域住民の生涯学習拠点施設として運営を行ってまいりました。本年8月8日をもって開館20周年となり、この間、世代と地域を超えた交流と学び合いの場を提供し、「パレットおおさき」の愛称で圏域住民の皆様にとって身近で欠かせない施設となりました。

昨年4月のプラネタリウムのリニューアル効果もあり、平成29年度における施設利用者数は、平成28年度と比較して1万4,990人、17.8%の増となりました。新しい機器は88星座全ての表示、星の明るさや色の再現、及び大崎圏域全小学校校庭からの実写パノラマ映像投影が可能となったことなどにより小学校の理科学習利用がふえ、学習投影利用人数も平

成28年度に対し2,409人と47.9%の増となりました。また、大崎ふるさとづくり基金の果実を利用してバスの借り上げを行う「プラネタリウム学習支援事業」を実施し、初年度となる今年度は大崎管内44小学校のうち約80%に当たる35校が本事業を利用する見込みとなっております。今後も、さらなる利用者の増加を目指して事業内容の充実を図ってまいります。

振興事業では、4月30日に「こどもパレットタウン」を開催し、小学生から高校生までの112名を含む総数179名のボランティアが企画・運営を行い、来館者に楽しいひとときを提供しました。8月19日には「パレット夏まつり」として、プラネタリウム夜間特別投影や映画会、お化け部屋、ミニ縁日などを行い、多数の来館者と64名のボランティアの協力のもと大盛況のうちに開催いたしました。また、11月11日には、実行委員会が主体となり「パレット人形劇フェスティバル」を開催する予定で、プロの人形劇団6団体の公演や地域の保育所、音楽サークルによる発表など、開館20周年にふさわしい充実した内容を企画しております。

視聴覚情報事業では、学校や各種社会教育団体向けの視聴覚教材・機材の貸出事業を初め、管内小中学校と連携しての「美しい日本語講座」「プレゼンテーション講座」等のパソコン講座を実施し、地域に貢献する人材育成を図りながら学校教育及び社会教育の振興に寄与しております。

今後も、「夢づくり」「人づくり」「地域づくり」の3つを基本方針に掲げ、圏域住民が主体となった各種生涯学習事業を展開するとともに、生涯学習機会の総合的な提供を推進してまいります。

ほなみ園事業について申し上げます。

平成30年度の園児数については、定員30名に対し、4月当初在園児24名と新入園児4名を加えた28名でスタートいたしました。さらに、5月に2名、6月に1名、8月に1名が入園し、現在32名の在籍となっております。

今年度から実施しております医療的ケア児支援促進モデル事業は、2名の看護職の配置のもとで5月に1名、7月に1名が入園し、2名が通園しております。受け入れに当たっては、嘱託医をお願いしている市民病院及び救急搬送を担当する消防署等との連携を密にしながら、緊急時にも備えてまいります。

この事業は1市4町の委託事業として実施しておりますが、国の財政措置の変更により、補助事業から給付費等報酬加算への財源振りかえが行われたところであります。

障害児を取り巻く環境は、医療的ケア児受け入れを初め支援ニーズが年々高まっており、その対応もこれまで以上に複雑かつ専門的な対応が求められております。引き続き、構成市町の福祉担当課と連携を密にしながら、支援体制の充実強化に努めてまいります。

以上、主な事項について申し上げますが、本会議に提案いたします補正予算等の議案に関する説明は別途申し上げることとし、行政報告といたします。以上でございます。

---

#### 「日程第4 議案第14号 副管理者の選任について」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 議案第14号副管理者の選任についてを議題といたします。  
管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号副管理者の選任について御説明申し上げます。

当組合常勤の副管理者に、金森正彦氏を最適者と認め選任いたしたく、組合規約第8条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号副管理者の選任については、これに同意することに決定いたしました。

---

#### 「日程第5 議案第15号から議案第17号までの3カ件一括」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第15号から同第17号までの3カ件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号から議案第17号まで、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第15号大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の2ページ・3ページをお開き願います。

ごみ処理施設にごみを直接搬入する際に、受益者負担としてごみ処理手数料を徴収しておりますが、平成21年度に手数料の見直しを行ってからこれまで据え置きとなっております。組合におきましては、ごみ減量化の推進を図りごみ処理経費の削減を目指してきましたが、消費税の増税や円高、原油価格高騰等による物価上昇が続く、ごみ処理経費と手数料の乖離が大きくなってきたため、ごみ処理手数料の見直しを行ったところであります。

受益者負担の適正化を図るため、平成21年4月の処理経費と現在の処理経費との比較を行い、直近の他圏域での手数料改定なども考慮しながら見直しを行った結果、現在の処理経費の50%を受益者負担とし、ごみ処理手数料の額を改正するものであります。

続きまして、議案第16号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び条例の一部改正に関する資料の5ページ・6ページをお開き願います。

平成31年度の供用開始を目指して整備を進めております新リサイクルセンターの位置を定めるものであります。また、リサイクルセンターの破碎残渣を埋め立てる一般廃棄物最終処分場の位置に関する住所の訂正も行うものであります。

なお、先ほど議員全員協議会でも御説明いたしましたとおり、建設工事の進捗におくれが生じていることから、供用開始の期日が確定していないため、施行期日については規則で別に定めるものでございます。

続きまして、議案第17号大崎地域広域行政事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の4ページ及び条例の一部改正に関する資料の7ページ・8ページをお開き願います。

議案第16号と同様、現在、平成31年4月1日の供用開始を目指して整備を進めております新消防本部及び古川消防署の位置を定めるものであります。

また、施行期日につきましては、建設工事の進捗におくれはないものの、供用開始の期日が確定していないことから、規則で別に定めるものであります。

以上、議案第15号から議案第17号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 通告に従って、質疑を申し上げます。

まず議案第15号の廃棄物の処理及び清掃条例の一部を改正する条例と。改正の目的と減量化の取り組みは先ほど説明をいただきました。理解をいたしました。

本年度、つまりこの30年度の要覧、これでちょっと見ますと燃やせるごみの処理状況、29年度は事業系が17,230トン、こういうふうになっております。家庭用ごみは微増、幾らかずつふえている。特にほかの町村じゃない、大崎と色麻がふえているんですね、30年。28年から29年と。あとの町村は減っているんですけども、そこでことし、来年度、これをやったら幾らぐらいが減量化になるか。それから手数料として幾ら入るかということをお伺いします。どのくらい、そして減る予測かということです。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今回、料金改定によって幾らぐらいリサイクル率等、あとは収入がふえるのかということでございますけれども、リサイクル、今回新たに取り組みますのは、その

他紙、小型家電、あとは乾電池、それぞれございます。

それで、まずその他紙のほうからお話しさせていただきたいと思いますが、その他紙につきましては、もう既に加美町さんのほうで取り組んでいるところでございます。それぞれこれまで紙製容器包装として市町のほうは出しておったんですが、加美町、色麻町は雑がみから始まって、今回、その他紙ということで加美町が始まっており、27年度のベースで比較しますと、全然取り組んでいなかったときと比較しますと、加美町さんでは6倍にふえております、紙類の部分ですね。ですから、そういう部分がふえれば市町のほう、広報活動をどのくらいやるか、組合も一緒になってやりますけれども、その部分で増減量が変わってくるかと思っております。

乾電池につきましては、隣の栗原市さんの人口からちょっと算出した部分はありますけれども、約60トンから70トンぐらいかなと、この組合圏域では。ただ、これまで分別していなかったものですから、これがすぐその数量を達成できるとは思っておりません。

小型家電につきましても、これまでステーション回収はしておりません。我々職員によって、実際に集められた不燃残渣、そちらのほうを手で我々が拾いまして、どの割合入っているかということで計算しましたところ、約3%くらい入っていたわけでございます。ただ、その数字がそのままいくとは考えられませんが、その辺については今後再度検討することになるかと思っております。

ごみ処理手数料の値上げによりまして、若干、リサイクルのほうに向けられる量はふえるとは思いますが、29年度の歳入の部分で見ますと約2億円あったわけでございます。それが仮に31年度、料金値上げによってそのまま50%金額がふえるかということになりますと、そうはいかないのかなと。やはり事業者も積極的にリサイクルのほうに向かうのではないかなと、そう考えております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） このごみ袋の販売価格の改定もよろしいんですね。

それで聞きますけれども、受益者負担ということで、製作原価が販売価格を上回っていると。これ、どこでどう調べて、どう入札して単価を決めているのかということですね。販売価格を上回っていると、仕入価格が。製作原価。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 毎年度、この入札につきましては行っているところでございます。

予定数量をそれぞれ燃やせるごみ袋大・小と、リサイクルのごみ袋、それぞれを一般競争入札に付しまして入札を行っているところでございます。

今、販売額を上回っているということで、今回その改定を行うということでございます。本来考えられないことではないかとの御指摘だとは思いますが、結果的に受益者負担、住民の方々に買っていただくその単価が、抑制を図りながら進めてきたものではありますけれども、先ほど来御説明しているとおおり、赤字が発生していることから今回の改定になったという

ことでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） つまり、その赤字ですね。赤字というのは、どこからどう出てくるんだかと。製作者は工場で生産するんですけど、ちょっと考えられないんですけど製作原価が販売価格より上回っているということは、どこでどう証明になっているんですかということ、はっきり言えば。そこがわからないでしょう。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） まず製作原価なんですけれども、30年度の製作原価でいきますと、1枚の袋当たりの単価でちょっと答えさせていただきたいと思います。

製造してお店屋さんから私のところに届くのが約8円17銭でございます。それを30枚入りにしますと、264円71銭。運搬費なんですけれども、注文を受けてから運搬、運送屋さんへ配達して各お店屋さんへ配達してもらいますけれども、それが消費税抜きで300円、消費税を入れますと324円ですね。済みません、先ほど8円17銭というのは消費税抜きなので、消費税を入れますともう少し高くなります。それで約1袋30枚入りですと、運賃代として16.2円かかるわけです。

それに販売店のほうの手数料、これは1箱単位でお店さんのほうには卸しますので、それは900円支払っているような状況でございます。それで、1箱に30枚入りで20袋小分け袋になっておりますので、1袋300円のやつを売ったら45円手数料を支払うというような委託契約になっています。

その関係で、トータルで325円90銭というような形になってしまうと。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 私が聞きたいのは、生産原価ですね。8円17銭、これどこで、だから調べているんですかということですよ。どこの会社がどう調べて、その生産原価。私たちは8円17銭かかっているんですよという話なんでしょうけれども、それは広域では言われるままですかということ、逆に言えばね。（「入札している」の声あり）

失礼しました。じゃあちょっと変えます。

それで、入札をしていて、つまり販売手数料から運搬から何かをして、結果、原価を割っているという意味でいいんですね。

例えて言えば、この改定を契機に提起をしますけれども、こういうことは考えられないのかと。つまり今、栗原市、栗原秀峰会という知的障害者施設、社会福祉法人ですけれども、栗原市の指定ごみ袋を一切、年間五、六百万枚やっているんですよ。そして販売店までその福祉施設で運ぶと。施設の利用者はあの袋を10枚ずつに束ねて、15年から20年近くやっています。工賃は幾らになるんですかということを知ると、月に1万円だそうです。利用者の工賃が約1万円、かなり高いんですね。年間12万円。そういう方法をこの1市4町でできないのかと、この機会に。生産原価を割っていると、入札だと、こういう話ですけども、特にほなみ

園も広域でやっているんじゃないですか。そういう障害者の人たちが働く場所がない。働いても1日何百円だ、いろんなものをつくってもね。そうしかない時代に、こういうことを積極的に、業者に頼むよりも障害者施設と話し合いをしながら、もちろん太陽の村もありますし大崎誠心会も大崎にはあります。そういうところと業務を委託できないかということを提起します。どういふもんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 御意見として賜りたいということしか、今現在申し上げることはできません。

ただ、先ほど御説明申し上げましたとおり、料金の改定につきましては、今後、説明したとおりその予定で進めさせていただきたいというふうに思っておりますが、先ほど来、入札に関しまして御意見を頂戴しております。これまで一般競争入札にて行ってございましたが、今年度、平成30年度におきましては、その入札に参加した業者が2社という少ない状況でございましたので、なかなか一般競争入札でございますと当組合のホームページ等で公告している関係もございまして、広く県内業者に参加していただきながら競争原理を働かせていきたいということで今後は考えているところでございます。

今お話しの方障害者施設等々の手法については、研究させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 研究させていただくということで。今から十二、三年前に、合併しない前かな。大崎誠心会で広域に相談したことがあったんですよ。つまり、栗原秀峰会の指導を受けて、なかなか話がまとまらなくてやめたことがあったんですね。そして、大崎誠心会は栗原市秀峰会の下請をしたことがあったんですよ。私も勉強したんですから。ロールという、こういう大きなロールみたいなものを買って、つまりこの会社でしょうけれどもね、入札する。そういうのを買って、あと裁断ね。裁断は自前持ちで、裁断する機械も当然要るし、その受益者とか生産者で準備しなきゃいけないんでしょうけれども。そういうことがあって広域でなかなかうんと言ってくれなかった。で、栗原の下請だった。

だから、そういうことはなかなか利益が見えないわけ、いわゆる工賃が上がらなかった。だから、広域が本気になって考えてもらいたい。もう一回。管理者、もう一回。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 栗原の実態であったり、あるいは事の経緯なども含めて前進的に勉強していきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 栗原の理事長は、その誠心会、古川の人です。だから古川で勉強して、そこに行けばすぐ勉強できますので、後から教えますからよろしくお願ひします。

それでは次に、ごみの有料化の方向性に行っていますけれども、この議案が可決されたならば31年4月からということのようですねけれども、なかなかごみ処理、年間微増になっている。

全体の中で、1市4町の中で。特に大崎市の担当が割と、全部広域に丸投げではないですけども、そういうことが多いんです。ですから大崎市はふえているんですよ。大崎市の担当は、割と他の町村よりごみの資源化なり減量化に、環境保全課が割と、何と言ったらいいか、ここでは取り上げませんが、そこはきっちりこれから大崎広域で指導というよりも調整をしていただければ。大崎市の保全課に市民が電話をかけて、集積所の電話かけた。こちらでありませんから、大崎広域に聞いてくださいと、こう言うという話も聞きました。集積所なんかは市町村の責任で設置しなければならない。市町村できちっと管理をしなければならないとなっているのに、大崎広域に担当が振ってよこすということは何事だと言いたいんですけども、これは質疑ではありませんので別のときにおきます。そういうこともあります。

財調の積み立ての適正な額は……。

○議長（佐藤和好君） 18号は別の議案のときをお願いいたします。（「終わります」の声あり）

次に進みます。

3番相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 私のほうからも議案第15号関係で、幾つかお尋ねをさせていただきます。

今回、条例改正案の中では、現行10キロ「100円」を「150円と」すると。50円の増となるのは、どういった議論を経たのかということは先ほどの説明会も含めて、あるいは今前段の議員の御説明の中でも理解はできるんですが、やっぱり利用する側からすると、一気に150円に上がるというのは相当家計に負担を感じる方もいらっしゃると思うんですが、そういった方々の声というのは聞いてきたのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） この料金改定に当たりまして、非常に高い値段ということでいろいろ協議はさせていただきました。

これまで担当者会議では4回、そのほかにも別な会議のとき、いろいろ話し合いはしておりますけれども、そのほかにも担当課長会議3回、廃対審のほうで3回と。

廃対審のほうにつきましては、市町からそれぞれ公衛連とか区長さん方が選出されておりますが、1市4町から2名ずつで10名、あと1市4町の担当課長様方が5名、あとは県のほうから保健所1名ということで16名で構成されておりますけれども、やはり料金の上がるということに対して非常に厳しい御意見はありました。

ごみ袋につきましては、これは下回っているのでまあしようがないという部分はありませんが、ごみ処理手数料のほうにつきましては、やはり一気に上げたことによって事業者、要は直接搬入者ですから、基本的に今回上がる部分については、直接クリーンセンター、焼却施設とかリサイクルセンターに搬入される方の料金なので、負担が大きいんじゃないかという部分の声も確かにございました。

ただ、廃棄物処理法上は排出者責任と事業者責任ということをうたわれておりまして、適正

な処理をみずからの責任においてやりなさいという部分がうたわれております。組合としても、幾らかでも値段を抑えたいという部分がありますが、ただ市町財政担当、副市町長会議等でも、これまでも毎回のごとく組合の自主財源の確保、あとは市町の負担金の軽減ということを言われておりましたので、今回、21年度の料金改定に従って、同じような形で料金改定をさせていただいたという経緯がございます。

ごみ袋の料金につきましても、今回値上げさせていただくわけなんですけど、今般の世界情勢、最近急にガソリンも上がっているような状況でございます。そういう燃料が上がるということは、原材料も必然的に上がるということで、今回、値上げを仮にしたとしても、またすぐ値上げに結びつくおそれもあります。組合としては、なるべく抑えた値段で入札をして幾らかでも住民の皆様に安い値段で供給したいという部分があります。ただ、ごみ袋につきましては、先ほど全員協議会でもお話ししておりますが、いずれごみ袋の有料化、受益者負担という部分がこれは避けて通れないのではないかなあと考えております。10月にも新聞等で流れておりますが、南三陸町でも有料化に取り組むということが、来年10月からですね、報道されているような事態でございます。県内でも、仙台市、登米市、あとは仙南広域の広域圏ではもう既に有料化は始まっておりますので、有料化の時期も含めましてこの辺も検討していかなくてはならないと、そう考えておる次第でございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 説明ありがとうございました。

そうしますと、次に、やむなしということであれば、周知方法とかいろんなことを考えていなくちゃいけないと思うんですが、現行の10キロ100円から150円となると、改正することによってじんかい処理手数料が、単純に計算しました。平成29年度の決算ベース、決算書を見させていただいて考えると、約1億円ぐらい収入増になるんだろうと。事業収入が上がるわけですね。

そうすると、その上がった分は何かの事業に充当されるんだというふうなことの説明を市民の方が受けとめる方がほとんどだと思うんですね。リサイクルセンターもつくっている、いろんな消防庁舎もつくっている、そういうふうな受けとめ方がほとんどだと思うんですが、上がった分、来年度そういうふうな使途に使われ、なるんだというようなことの受けとめ方でよろしいんですか、いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 歳入の増額分につきましては、28年、29年のベースで見ますと、50%の値上げであれば約1億円ほど値上げになるということで、その歳入の行き先ということになるかと思いますが、基本的には手数料として受益者からの負担としていただいておりますので、当然、一般廃棄物処理経費の一般管理費に充当されるのが本来の筋ではないかなと考えております。

組合の中では、全体の中で負担金の中を軽減することが目的とはなっておりますが、そのよ

うな形で充当されると考えております。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今、業務課長が答弁したとおり、衛生手数料の充当先といたしましては、圏域内の各クリーンセンターの管理運営費等に充当しているものでございます。

お話しのとおり、議員の試算では約1億であるというところでございますが、例えば各市町負担金の軽減にその数字がストレートで結びつくかどうかというのはこの場では明言できません。平成31年度の当初予算の中で精査を加えてやっていくべきものと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 私が申し上げたいのは、約1億円が来年度増収見込みとなった場合に、その使途として、来年度予算がどういった形で出てくるかわかりませんが、構成市町の負担金がそれだけ軽減になるからいいんだという形の考えで予算編成を組むとこれはちょっとおかしくなっちゃうと思うんですね。

一時的にこの分が上がったから、負担金が市町で下がったと。しかしながら、これからいろんな事業もある。一般質問なり、後で聞くつもりですが、斎場建設もある。いろんな大型事業がある中で、また負担金を上げてくれというようなことは簡単にころころ変えるのはどうか。逆に言うと、総体的にはやりくりを、1億あったら何とか、そういったものを基金に回すとか、そういった形の考え方もしていかないと、やっぱりうまくないんだと思うんですね。増収分はそういうことで、減るといふんだったら減るでそれでいいですけど、一時的に二、三年減って、また上がるからというのでは構成市町の皆さんもどうかなあと思うんで、その辺はきちっと考えて対応すべきだということを申し上げておきたいと思います。

次に、施行日4月1日とした理由なんですけど、どのような周知方法を考えているのか。あわせて、ごみ袋の関係も同時期に上げたいということなようですから、その辺、まずあと5カ月足らずですか。実際、きちっと周知徹底できるという前提で提案しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 施行日に合わせて周知はもちろんしていくということで、今回、条例改正をお認めいただければ、早速、組合の広報、市町の広報、組合のホームページ、ごみ焼却施設の窓口の掲示、あとは許可業者の会議ですね、その辺を計画はしております。

既に市町とこの料金改定について協議しておる中で、住民に非常に負担を強いる周知の部分、必要だということで、実際6カ月ということ考えておったんですが、5カ月半くらいになるわけなんですけれども、これを徹底していくということで話し合いはしておるところでございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） しっかりと周知しないと、住民から、利用者から文句が出た場合に、特に組合議員の皆様はきちっと対応せざるを得ないんですけれども、周知方が悪ければなかなかうまくできないというふうなことを申し上げておきたい。

それで、ちょっと不安な点が幾つかあるんですが、例えば今、ごみ袋についてちょっとだけ申し上げます。

在庫は相当あるんですか。来年の、いつものペースだったら夏の分までとか、入札で発注して1年分見込んできているのか。というのは、販売店が、袋が上がるとなれば、それだけの幅がありますから、いわゆる大量に販売店が購入してストックする。それは売り上げの利幅はそれだけふえるわけですから、そういう点が1つ。

あとは一般家庭なり事業所もそうかもしれません。この可燃ごみのごみ袋に入れるものを慌てて、じゃあということで、相当量が出る可能性もありますね。3月末というのはまだ寒い時期ですから、暖かくなったら家の中年度末だから片づけるかというのが前倒しになったりする場合もあります。それから、植木だとかいろんな切ったものとか、いろんなものが出て一時的にふえる可能性もあるし、逆に袋が足りなくなる可能性もあるんですが、そういったことも十分検討した経過はあるんですか。いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 値上げによって、大量の購入をされるのではないかと、ごみ袋が足りなくなるのではないかと御質問なんですけれども、これもやはり市町の衛生担当課長会議、廃対審でやっぱり同じような御意見が出ました。

それで、組合のほうでは通常1.5カ月分、例えば3月末時点で5月の中旬までのごみ袋は必ず年度を越してストックしておくようにしております。今回の予算の範囲内で、できるだけそういう部分については対応してまいりたいと、そう考えております。

うちのほうでは約450店舗ほどとお店が取引されております。もしその中で、1年に1回、2回しか買わないところが10箱とかと3月になってから買うようなことになりましたら、うちのほうでその際には規制はさせていただこうかなあと考えております。

こういう部分ですね、まとめ買いというのは非常に心配なものですから、その辺はもちろん組合のほうでは在庫はストックしますし、新しく入札した業者には早急に入れてもらうような形で入札のほうをしたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 一般質問でも若干触れますから、詳しくこれ以上やりませんが、ただやっぱり一時的にふえるので、場合によっては搬入制限とか、いわゆる許可業者の方が毎日のように入っている中で例えば持ち込みなんかは、この際3月までに片づけようかという持ち込みのときに、木質系はどうしても機械を通さないとだめですよね。そうすると待たされる、あるいはきょうはだめだからまた出直してこいとか、そういったことがないような、くれぐれも注意して、事業系で商売をなさっている方とか、そういった関係は例えば午後にしてくださいとか、

午前中とか、ある程度時間に差をつけて利用しやすいような体系もぜひ検討していただきたいと思えます。でないと、皆さん夕方に行って、もう真っ暗になるのに夕方2時間も待たされたなんていうことも過去にありましたんでね、ぜひ。

それから、直接関係ないかもしれませんが、大崎広域ですから、共通認識を持っていただきたいことが1つあるんです。持ち込みごみがあるんですね。持ち去りというのは昔ありました。可燃ごみは持ち去る人はいないんですよ。持ち込みが結構あるんです。私の地域のエリアは高速道路がありますからね。平気でごみ袋を捨てていく。集積所に、日にちは知っていますから、前日の夜とか当日の朝に捨てる。

ステーションの管理上の問題もあるかもしれないんですけども、カラスとか猫で散乱する。地域の皆さんが迷惑をしてしまう。特にひどいのは、そういったもののルールにのっとらない、ステーションに持ち込んだものを警察を呼んで立ち会いで見たら、どうも地元の方じゃないと。私の住まいはたまたま古川ですから、もっと西側地区の住民の方で、しっかり警察のほうからその方には指導していただきましたけど、そういったことのいわゆるルール化もきちっと、上げるだけじゃなくて、ルールというものもやっぱり利用者に徹底する呼びかけをしなくちゃいけない。ただ上がりますよだけじゃだめですよ。その持ち込んだ方は、聞いたら、夜遅く朝は早いから、自分のところのステーションに持っていけば地元の人に時間外だよとか何か言われるということを懸念して、通りすがりに窓をあけて、ぽいと投げていきましたと。そういうことがありますから、ぜひそういったこと。

それから、大型家電とか家具類も目につきにくいところというふうなことで、高速道路のいわゆるボックスの中、あるいは周辺にタイヤ等が不法に投棄をしていく人も結構いらっしゃるわけですね。そういったこともだめよと、捨てていけないものはだめよということもはっきり各市町の担当者と打ち合わせしてやっていただかなければ、ただ収入がふえるだけではだめなんです。その辺はきちっとこれからの会議の中で期待していいものかどうか、いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 圏域外からのごみの持ち込みという部分、不法投棄については市町と連携しながらこれは取り組んでまいりたいと思っております。

このことは今回、ごみ袋が有料化している地域、ここを隣接しているのは登米市なんですけれども、登米市なんかですと、極端な話、接しているのは涌谷町さん、国道沿いにやはり持ち込みごみがある。あとは川沿いの、涌谷町さんですと境がなっています。そういう部分がやはりあるわけです。

組合のほうは、大崎圏域はまだごみ袋、指定袋は出すための手段なものですから、そういう部分で大崎広域の袋さえ買って出せば、ごまかして置けるという部分もございます。あとは、今回料金改定する前ですと、今100円なんですけど、もう既に料金改定している黒川地域、接しているわけです。そちらから反対に組合のほうに事業系ごみが入ってきていると、紛れているというのも考えられなくはないということです。許可業者が直接搬入するなり、事業者が

大崎市だとお話しして搬入する部分もあろうかと思えます。この辺につきましては、我々も現場サイドでその辺は聞き取りしながら、一応対応はさせていただこうかなと思っております。

いずれ持ち込みごみは廃掃法違反となりますので、先ほど相澤議員がおっしゃったように、警察等に届けて市町と一緒に対応してまいりたいと、そう考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 最後になります。

やはり圏域内の持ち込み、結構あります。私は圏域外、大崎、同じ袋を使っている共通している中でありますから、それぞれ構成市町のこういった値上がりを知り徹底するのであれば、そういったルールもきちっと守るということをやすべきだということを言っているんですよ。

それ以外にも、逆に上がるんだったら今度は安いほうに持っていくということもふえるでしょう。大崎が上がれば、栗原は安いから栗原さ持っていく。例えば袋以外のものは印がついていませんから、そういうこともあると思います。そういったことも注意しながらやるべきだというふうなことですね。

そういう意味では、やっぱり構成市町にも働きかけて、末端の行政区、ステーションを預かっているところ、あるいは各事業所等にいろんな機会に値段がこれだけ変わりますよと。許可業者に預けて処理をしているところと、各事業所が定期的に搬入するものもあるわけですから、そういった方の周知方はただ広報だけじゃなくて、いろんなことを利用してやるというふうなことをぜひやるべきだということを申し上げて、私の質疑を終わります。以上。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私からも議案第15号の大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

全員協議会の中で、この問題について内容を具体的に説明をいただきましたし、またこれまでも2人の議員からも質疑があった中で、一定程度の内容については理解をせざるを得ないのかなあという思いをするわけでありますけれども、果たしてそのごみ減量化及び資源化にこれが値上げすることによってつながるのかという思いで質疑をさせていただきます。

まずこの中にあります廃棄物対策審議会の方々に諮問いただいたということでもあります。先ほどの話の中でも出てまいりましたけれども、メンバーについて、16人ということのようでしたけれども、それは聞き違いの間違いだったのでしょうか。

また、あと内容について、もう一度、そのメンバーの方々の御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 廃棄物対策会議の委員は、1市4町から各2名ずつ、あとは1市4町の構成市町の担当課長ですから5名、あとは大崎保健所、県のほうから1名ということになり

ます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 質疑も大体1回で終わるように、ちゃんと私が聞いたことをしっかり答えてほしいんです。内容についてもお聞きしているんですよ。ですから、そこをしっかり聞いて、1回で終わるようにお願いします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 大変失礼しました。

協議内容なんですけれども、今回、ごみ処理手数料の値上げ、あとはごみ袋、これは条例改正にはありませんが、その件について協議して、やはりいろいろ値上げについて値上げ幅が大きい、そういういろいろな御意見はいただきました。

ただ、組合といたしましても、1市4町の市町財政担当課長会議、副市町長会議等で組合の自主財源、負担金の軽減、あと受益者負担、そういう部分は考えるべきだということがありまして、いろいろ提案をさせていただいた経緯があります。

その中でお認めいただいたのが今回の料金改定でございますので、御理解していただきたいと思えます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 財政的な部分からしても、この値上げについてはやむなしというような意見であったということに集約したいと思うんですけれども、これは値上げすると同時に、もう一度、片方のほうではきちっとリサイクルできるのかということをお互にかみ合わせて進めなければならないと思うんですよ。値上げしたからといって、その部分がリサイクルに回ってくるかというふうにはとれないわけでありまして。

先日、県のほうにお問い合わせをいたしました。一般廃棄物処理事業に係る実態調査について、内容を教えてくれということでしたら、資料をいただきました。大崎市、あるいは各市町でのリサイクル率が出ております。ごみ排出量と1人当たりの排出量、それからリサイクル率が出ております。

事業者も含めた再資源化も含めた割合からすると、大崎市が11.8%であります。片方、石巻市、これはごみの有料化にはまだ踏み込んでおりませんが、これは36.2%と高いリサイクルを持っているわけでありまして。また、ほかの関係市、色麻とか加美町、涌谷町等については大体8%から9%ぐらいの全体でのリサイクル率のようであります。

こうやって見ますと、たとえこの袋が、処理料を上げたとしてもリサイクル率が果たして上がるのかということは別個の問題でありますので、これをきちっと対策を練るとするのがまず最大の条件だと私は思うんです。値上げをしたからいいということではない。実際の3R運動とか、そういうのをきちっと情報提供して、関係市町にこの町でのリサイクル率はこのような状態ですというふうな情報をしっかり提供してリサイクル率を上げていくというのが私は大事なことだろうと思うのであります。

ちなみに、宮城県全体は25.5%です。そうすると、この中でも比較的高いのは加美町が排出量としてはかなり抑制的で、上位からすると10番目に入っております。1人当たりのごみの排出量がぐっと少なくなっております。ですから、このことについてしっかりと関係市町に情報を提供して、リサイクルの機運を上げていくというのが大事なことだろうと思うんですけども、そのことが一切この条例の改正の中で言葉として出てまいりません。これはいかがかなあという思いをするわけであります。

実際に、広域としてはごみの減量化に向けて5月、7月、10月、1月と広報で減量化の周知をしておりますけれども、これだけでは非常に不十分でありますので、あわせてこの部分の処理を値上げすると同時に、広域としてのごみの減量化に対するリサイクルの情報提供をしっかりとすることが大事だと思うんでありますけれども、その辺についてどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） リサイクルの推進ということなんですけれども、先ほど全協のほうでも御説明しておりますが、新たに「その他紙」「小型家電」あと「乾電池」ということで、新たに取り組みはさせていただきます。

これは料金改定で高くなれば、やはり資源化に向けるだろうという気持ちではなくて、議員さんおっしゃったように周知活動、皆さんにあとはリサイクルに対する意識づけ、これがやはり議員さんおっしゃるとおり必要だと組合サイドも思っております。市町の衛生担当者会議でも同じような形で、やはり意見は出ております。

それで、本当に事例で申しわけないんですが、加美町さんが「その他紙」を始まる前、色麻町さんと一緒に雑がみを最初、モデル地区としていったという経緯がございます。それは市町の担当者が毎週のように行政区に出向いて説明していたということで、実績が上がったこととございます。やはり議員さんおっしゃるとおり、幾らこれを我々が市町と一緒に周知するかということが大切だと思いますので、その辺はしっかりと取り組んでまいりたいと、そう考えております。

あわせて廃棄物の実態調査、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、そのとおり廃棄物処理実態調査では実質リサイクル率は低い数字になっております。ただこの部分ですね、数字のとり方というのが、リサイクル率の出し方が、この統計によるとそうなんですけれども、市町で把握していない、例えば古物商に直接持っていつている数量、そういう部分もあるわけなんです。あとは子ども会の廃品回収、これが計上されているか計上されていないかというのも非常に大きいところで、そういうところがちょっと1市4町で把握していないという部分がございます。組合として、廃棄物処理実態調査に出している資料は組合に入ってきた部分については情報提供しておりますので、その部分そのままストレートにいくと思うんですが、そういう部分でちょっとリサイクル率が低くなっているという部分かなと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。



○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私はこの最終処分場の一部がいっぱいになって、また次のところにかわるのかなという思いをしておりました。それだけ、この一字一句は大事なことだと私は思っております。

渡された資料の中で、我々議員はしっかりその場を確認したりして、資料をしっかり見ていくということが我々の使命でありますので、その情報が間違っていたということになれば大きな問題だと思うのでありますので、そこは今後、二重チェックをしてしっかりとした、こういうことのないように、また登記の問題でありますので、もっと早くこの部分については確認を対応すべきだったのでありますけれども、今後こういったことのないように二重、三重のチェックをお願いしたいなあとと思います。限られた職員の中でやるには大変に厳しいかもしれませんが、やはりお互いの信頼をしっかり築き上げていく上では、こういうものがないようにチェックをして正しい資料を出していただくということがお互いの信頼につながるのではないかなあとと思うので、そこを御指摘しておきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（佐藤和好君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号から同第17号までの3カ件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例、議案第17号大崎地域広域行政事務組合消防本部及び消防署等設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤和好君） 会議を再開いたします。

---

「日程第6 議案第18号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算  
（第2号）」

○議長（佐藤和好君） 日程第6 議案第18号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） それでは、午前に引き続き午後もよろしくお願ひいたします。

議案第18号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

お手元の議案書5ページをお開き願ひます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに3,347万円を追加し、予算総額を135億1,829万8,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、6ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、7ページの第2表のとおり、3件を追加するものであります。これは財務会計システム及び人事給与システムにおいて、元号の改正に伴うシステム等改修業務委託費として平成30年度から平成31年度までの2年間で合わせて420万8,000円の限度額を設定するものです。

また、大崎広域ネットワークシステムの端末を増設する必要があることから、平成30年度から平成35年度までの6年間で434万5,000円を限度額に設定し、予算の確保をお願いするものであります。

次に、平成30年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ・4ページをお開き願ひます。

1款1項負担金は市町負担金で、普通交付税額の確定により衛生費負担金及び消防費負担金で合わせて15万8,000円の減額、民生費負担金では、医療的ケア児受け入れにかかわる経費が大崎市との委託契約による委託料で賄われることから、750万円の減額補正であります。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として3,277万7,000円を財政調整基金から取り崩し歳出に充てるものであります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

9款2項雑入は、防災普及啓発推進事業助成金として90万円、医療的ケア児支援促進業務委託料として458万円の補正計上、障害児通所給付費では、看護職員加配加算による185万8,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。5ページ・6ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は一般管理費で、新庁舎への移転に伴う大崎広域ネットワークシステムの設定変更委託料として27万3,000円、また先ほど債務負担行為の補正で説明いたしました大崎広域ネットワークシステム端末増設に伴う賃借料として14万6,000円の増額補正であります。

2款2項企画費は、平成30年度広域行政研修会の開催に当たり、公益財団法人宮城県市町村振興協会による広域行政圏市町村職員等研修事業の助成が決定したことから50万円の減額補正であります。

2款4項市町振興費は自治振興費で、今年度から実施しているプラネタリウム学習支援事業のバス借上料が予定を超える学校からの申し込みにより予算が不足する見込みのため、大崎ふるさとづくり基金費の積立金との間で予算の組み替えを行うものであります。

3款1項児童福祉費は児童福祉施設運営費で、非常勤職員の増員に伴う賃金と、大崎広域ネットワークシステム端末増設に伴う賃借料等により176万8,000円の増額、医療的ケア児支援促進モデル事業費では、非常勤看護職員の勤務日数の変更等により106万2,000円の減額補正であります。

4款2項保健衛生費は、古川斎場の火葬炉設備発煙対策工事費として2,610万円の増額補正であります。

4款3項清掃費は、リサイクルセンターの非常勤職員増員に伴う共済費及び賃金で224万8,000円の増額、委託料では中央クリーンセンターの施設機器点検業務の契約確定等により594万8,000円の減額、中央クリーンセンターの誘引通風機高調波フィルター更新工事費として948万4,000円の増額などで584万5,000円の増額補正であります。

7ページ・8ページをお開き願います。

5款1項消防費は、地域防災組織育成助成金を活用した防火広報用の視聴覚資機材購入費90万円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,347万円を追加し、予算総額は135億1,829万8,000円となりました。

以上、議案第18号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 議案第18号補正予算、通告書のとおり質疑をいたします。

財調、4ページですけれども、基金繰入金が歳入として3,200万ほどですけれども、広域行政事務組合の財調の積立金の妥当な額というのはどのくらいなものでありましようか。現在が財調は17億ほどでありますけれども。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 一般的に、普通地方公共団体におけます財政調整基金につきましては、標準財政規模の10%が適正であるとされているところでございますが、この標準財政規模を求める際の算定基礎といたしまして、標準税収入額、普通交付税額等を用いるわけでございます。財源の多くを市町負担金に求める財政構造である本組合におきましては、それを当てはめることはできないものと考えているところでございます。

しかしながら、年度ごとの凹凸のある財政需要、または緊急性のある事象に対応するためには、当然ながら財政調整基金は必要でございます。このことから、本組合におきましては大崎広域市町村圏計画の財政計画におきまして、財政調整基金の保有額につきましては10億円を基本として設定しているところでございますが、今、佐藤議員がおただしのとおり、実際の平成29年度末現在高は決算書にお示ししているとおおり17億6,133万円となっているところでございます。

この結果、財政計画上の10億円よりも7億6,000万ほど多くなっておりますけれども、昨年度見直しを図った財政シミュレーション上では、今後計画してございます斎場整備事業に係る事業費等々につきましても繰り入れを行うこととしておりまして、斎場整備事業完了時点では約8億円まで減少する見込みを立てているところでございます。

いずれにいたしましても、市町負担金の年度ごとの変動を極力緩和し、負担金のマックスを70億円程度とするよう財政調整基金により繰入調整を行うなど、適正な運用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 70億円という話が出ましたけれども、負担金で運営されているので、自治体とは若干、標準財政規模の1割というのが適正というよりも、持ってなければならぬだろう額。標準財政規模というのは、この広域ではないということなんだと、負担金ですから、これは計算できないということで県の標準というのが、それを参考にしているということなのですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 繰り返しとなりますけれども、その算定基礎の基礎数値としては、今言ったように税収入等々を基礎数値としておりまして、間接的に申し上げれば各市町で税収入は当然でございますけれども、直接的に組合としてはそういった数字は持ち合わせてございませんので、なかなかその標準財政規模を定めることはできないであろうということでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 我々に去年、広域議員研修会で財政状況、表を渡されて示されましたけれども、公債費はだんだん減ってきていますね。一時17億ぐらいあったのが、今6億ぐらいに下がってきている。

そして、今の話だと斎場を建設すると調整基金が8億ぐらいに減ると。約10億が減ってくるという意味なんですか。そんなに減らないでしょう。大体あの斎場、当初24億円程度という規模で建てたいという話を聞いてあるんで、そんなに崩す必要はないと思うんですけども、何で10億も減るんですか。前に取り崩して。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 説明不足かもしれません。

斎場整備事業等ということでお話をさせていただいたところでございますが、今現在持ち合わせております財政シミュレーションは、現在策定してございます斎場整備計画の年次計画に基づいてシミュレーションしたところでございます。これがその年度が若干ずれるということになりますと、またそのシミュレーションも変化していくということにはなりますが、事業費も今お示しいただいたところでございますが、その事業費に関しましてもこれから変動するものとして、それはシミュレーション上に生かしていかなければならないものと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） じゃあもう一回伺いますけれども、財政状況の基金の積立額をあと二、三年後はどのくらいに持っていきたいと思っておりますか。現在より下がりますか、上がりますか、その意向ですね、事務方として。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 御存じのとおり、決算状況によりましてその数値は変動いたします。

先ほど来議論になってございます、そういった収入の部分で大きく変動いたしますので、明言は避けさせていただきたいと思っておりますけれども、もちろん財政調整基金が増大を望むばかりではございません。当然、歳入歳出のバランスを考えながら市町負担金の軽減を図っていくということでございまして、黒字額が非常に大きくなるということは逆に言えば市町負担金の軽減等も当然考慮に入れるべきでございますので、その余剰金という表現が正しいかどうかあれですけども、そういった財政バランスを考慮に入れながら、適宜法律に基づき、あるいは基金条例に基づいた積立額をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） そうですよ。ですから、県の基準で10億が標準だと言えば、現在10億でいいんですよ。17億、18億も基金を持っている必要はないと思うんですよ。その時代、その時代、つまりそのとき負担金を減らして調整基金は10億という一定の基準があるんですから、今7億、8億ほど多いんですよ。その時代、その時代の負担金をちょっと考えてやらな

いといけないかなど。ためればいいというものではないし、今、茂和泉局長がおっしゃったことは本当ですけれども、だって18億も積んでいるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 繰り返しの答弁になる部分があることはお許しください。

あくまでも私どもは財政計画上をもとにして財政運営を進めているわけでございます。そういった今現在持ち得ている要素をもとに財政計画を立てていることは御説明させていただいたところでございます。ただ、現在のシミュレーション上はそういうふうになっているというところは御理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） じゃあ別なのに移ります。

4ページの指導員補助賃金、医療的ケアの分だと思っているんですけれども、内容を御説明いただきます。

○議長（佐藤和好君） 山中ほなみ園長。

○ほなみ園長（山中政裕君） お答えをいたします。

本年度から実施しております医療的ケア児のバス送迎の開始を、11月から予定しているところでございます。あわせて重度の障害のお子さんがふえているという現状ですので、その対応として、年度の途中でございますけれども、給食調理員の補助1名、それから指導員補助の非常勤1名の増員を今回補正予算としてお願いするものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 基金ですけど、ふるさとづくり基金と通常分とあります。この8万7,000円かな。この基金の運用ですけども、ことしは補正前の額は歳出742万ということですが、実質の果実は1年間に幾らくらいなんですか、今。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大崎ふるさとづくり基金につきましては、今お話のとおり基金条例に基づき基金の運用から生ずる収益を一般会計予算に計上して、広域圏計画あるいは拠点都市地域基本計画に基づく事業の推進に充てているものでございます。

今、おおむねということでお話がありましたが、1年間の果実といたしましては、その運用に関しましては会計課のほうでやっているわけでございますけれども、利子収入といたしましてはその時々の変動はございますが、2,000万程度と把握しているところでございますし、あわせて有価証券の売却収入としては、3,400万ほどだと認識しているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 人材育成なんですけれども、そんなに使ってないと。1,000万の果実が入るのに、ことしの予算で740万、補正があってちょっと減ったと。果実はそのほかにどこに使っているのかということと、人材育成の中で市町村の助成事業がありますよね。人材育成に使って、2つの基金かな、拠点分と市町村分とあるようですけども、その市町村の人材

育成に内々の制約があるのか。つまり、大崎市は最高でこのくらいだよと、各町はこのくらいだよと、金額的な人材育成の最高限度額というのはあるんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大崎ふるさとづくり基金の果実事業を紹介させていただきたいと思いますが、大きく分けて2つの支援事業がございます。

1つ目といたしましては、みちのくの宝島支援事業でございます。これは大崎圏域で活動する実行委員会に対して予算の範囲内、ここ数年来は年間100万円を予算計上しているところでございますが、その枠の中で助成金を交付する事業でございます。29年度につきましては、1団体で33万1,000円を助成したものでございます。助成額の決定に当たっては、審査委員会を設置してございまして、書類審査、ヒアリング等々を経て決定しているところでございます。

2つ目といたしましては、市町助成金事業でございます。これにつきましては、市町が実施いたします観光旅客の拡大、あるいは地域活性化、人材活用・育成等の事業に各市町が取り組んだものに対して助成金として支援を行う事業となっております。平成29年度実績といたしましては、総額650万円となっております。

その助成金の内訳を申し上げますと、市町助成金の運用基準を定めてございまして、大崎市には150万、その他4町に各100万円ということで助成しておりますし、また特別枠として市町の枠を超えて開催もしくは開催地として事業を実施する場合などに、これとは別に100万円を助成しているところでございます。議員御記憶にあるとおり、平成29年におきましては大崎市の女性消防団の操法大会にこの助成事業を行っております。

なお、その事業の中身につきましては、平成29年度の主要施策の成果に関する説明書、こちらの4ページ・5ページに詳しく掲載しているところでございますので、御参照願いたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 1,000万の果実があると、拠点分かな。650万しか実際は使っていなかったと。そして、内々の取り決めでは大崎市が150万、ほかの町は100万掛ける4と、そうすると550万。そして去年は大崎市の女性消防が行ったのに使った。つまり、人材育成の果実が余っているということの意味ですか。650万使ったということは、1,000万ぐらの果実があるのに、もっと使わないんですか。つまり、各町なり各市が2つの事業をやりたいということになった場合、1つしかやれない、あるいは100万が最高だと、こういうことになっては私はそれは余りにも規制、過ぎるんじゃないかと、こう思うんですよ。余っているんならね。どんなもんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 当初、この基金は平成元年に通常分を造成いたしまして、その後、拠点部分が加わりまして10億、10億ということで総額20億の基金となっております。

います。決算にもございますとおり、今となつてはその基金運用の果実が合わせて4億という形になってございます。

お話のとおり、果実よりも使っていないのではないかと御指摘だと思いますけれども、そういった部分につきましては、当然、今回、拠点計画のほうの見直しもあわせて行っているその作業中でございますが、市町の企画担当課長会議等でその基金運用について、今議員おただしのとおり、もっと柔軟性を持った活用方法ができないかという議論が展開されているところでございます。なかなか財政状況が苦しい中で、ソフト事業の展開となりますと、その財源を見出していくというのが各市町でも苦慮しているということは私も存じておりますので、そういったところで、もうちょっと制度を見直しながら、使い勝手のいい、そして果実を十分に生かせるような、そういった方策を今現在検討しているところでございますので、一定程度の検討期間を経た後、このような形になりますということはお示しさせていただきたいと思ます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 茂和泉局長の言わんとすることは、私も理解いたします。そういう方向で検討していくと。

前に、広域で少年の翼とか何とかというのがありましたね。あれもなくなっている。ああいものこそ、じゃあこれが今どうしてなくなったかわかりませんが、必要だろうと。金があるんですから。そういうのを今度の検討材料に、少年、青年の若い人たち、高校生たち、そういう人たちの研修も必要だろうと。検討に値するかどうかお答え、最後をお願いします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大崎若人の翼事業を行っておりましたが、今現在は行っておりません。SARSが一時的に流行した時期がございまして、そのときに一旦見送りの経緯があると聞き及んでございます。それ以降、取り組んでいないという経緯がございましたが、各自治体ごとでは取り組むのになかなか大変だというような、そういった大崎圏域全体でダイナミックな事業を、特にそういった人材育成等々にかかわるそういった基金活用も模索していきたいというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり企画担当課長会議で各町の意見を持ち寄りながら、検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） もう一回、教育長がおいででありますから、熊野教育長、お伺いしますけれども、今の局長の人材育成についての、検討してそういう研修を模索していきたいという答弁ですけれども、教育長として、青少年の昔の青年の翼ですか、そういうものをぜひ私は入れてほしいと思うんですが、教育長としてはどういう見解を果実運用の中で持っていますか。

○議長（佐藤和好君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） それでは、議員から教育長としての見解というお話で、この話につきましては、さきの議会でも議員から御指摘をいただきまして、非常に重要な青少年の育成に関す

る一つの施策だと感じております。

ただ、今までの経緯もありまして、国際情勢の中で、いろいろないきさつの中でこれが中止になった経緯があるかと思えます。再びこのことがやれるかどうかについて、それから世界情勢との選ぶべき国とか、そういうのを今後検討して、ぜひ協議の土俵の中では検討の中に教育委員会も入れていただきながら意見を述べさせていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） じゃあもう一回、人材育成のことについてお伺いします。ありがとうございました。

大崎定住自立圏共生ビジョンがあつて、これも当然1市4町ですけれども、人材育成という項目の中に年間予算がきちっと出ているんですよね。圏域町村職員の育成ということで、年間30万の予算で定住自立圏共生ビジョンの取り組みの人材育成として1市4町の職員対象なんですけれども、広域の職員は対象にならないんですか、この事業に。研修を受ける事業の対象には、広域の職員は。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大崎定住自立圏形成協定は、お話しのとおり大崎市と大崎圏域の4町が結んでいるものでございまして、一部事務組合である大崎広域は協定には入ってございません。

ただし、大崎定住自立圏共生ビジョンで規定いたします人材育成のための圏域職員研修につきましては、組合事業に関連性があるもので受講者枠に余裕がある場合は参加させていただくということで、大崎市とは了承をいただいているという形でございます。

なお、そのビジョンの構成員としては協定は取り交わしてはございませんけれども、オブザーバーとしてその会議の場には出席をさせていただいてございますし、早々に来週、月曜日だったと思うんですけれども、その会議がございまして、私自身も出席する予定となっておりますのでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 次に進みます。

古川斎場工事費2,610万、この内容を。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 古川斎場工事費2,610万円の工事内容についてお答えいたします。

本工事は、古川斎場の施設周辺の住民より、以前から黒煙が上がる苦情が多々寄せられてありました。これまで運転方法での改善や、ひつぎの中に遺品などを極力入れないよう喪主様にお願いしておりましたが、黒煙の発生がなかなか改善されないことから、火葬炉の2次燃焼部に当たる再燃焼炉の容積を拡大し、黒煙の発生を抑える工事を実施するものです。

今議会で補正予算が認められれば、3月中旬までに4炉の工事を完了する計画でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 黒煙の発生を抑える工事だと。地域住民というのは、どこから出てきたんでしょうか。私たちも地域住民の一人だと思っているんですけども。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 斎場周辺の住民の方々ということで捉えていただきたいと思います。

これは以前も大崎市の議員さんからいろいろそういう問題を取り上げられておりましたので、このままではなかなか済まないだろうということで、今回改善を急遽させていただくものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 斎場、行政報告にもあるようにあと5年後だと、端的に言えば。5年間をどうにかして、延命というよりも快適な環境で最後を迎えてもらいたいということでしょうけれども、もっと直す場所はなかったですか。あると思いますが。

例えば私も斎場によく行くんですけども、特に市長さん、管理者なんかはよく行くと思いますけど、非常に直さなきゃいけないところ、いっぱいありますよ。あとなかったですか、この予算、大丈夫ですか。黒煙だけでしたか、地域住民から。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 施設が古いということで、見ばえが悪いとか、そういう部分はあるかとは思いますが、現時点でできる限りのことはしているということで私のほうでは理解しております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） できる限りのことはしていると、確かにそうですね。

じゃあ私から、二、三申し上げます。やるかやらないかは別として、こういうところが直したほうが良いと思います。

1つは、遺体を乗せるストレッチャーなんですけれども、あれはなかなか炉のレールとかみ合っていないことがたまにある。あれは全部遺族の人が持ち上げなきゃいけないんですね。あれは何かハンドルを回せば、ぐっと上がってレールにきちっと乗っかるような設備を、私はそんなに難しくないと思うんです。そんなに金はかからないと。1つ。

それから1つは、祭壇がありますね。遺体を安置する祭壇があって、その壁。えらい色が古くなって何かみすばらしい感じです。通常、床の間というところ。みすばらしい感じです。

それから待合所、ここで言うのも何ですけども、今非常に腰かけ、洋風化していますので、何とかならないかと。畳の分を全部かえろというのではないんです。何とかもつとれないかと。腰かけをふやせないかと。その他ありますけど、この3点、どう考えますか。終わりますから、端的に答えてください。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 今、佐藤 勝議員さんがおっしゃる部分、告別ホールの壁面という部分につきましては、年に1回洗剤で清掃業者をお願いして清掃している部分があります。今お

っしやられた部分についても、現場を確認して、定期清掃で済むものであれば対応を今後してまいりたいと、そう考えます。

また、耐火台車部分、火葬台車ですね。これはその施設施設によっていろいろ違う部分がありますけれども、高さ調整できる台車等もございます。ただ、それらについては高額なため、全体の火葬炉の修繕計画と調整しながら検討してまいりたいと、そのような考えでおります。

それと待合室が、現在は畳とテーブルのロビーに設置してあるわけなんですけれども、足の不自由な方や年配の方々には椅子席のほうが好まれるという状況にあります。現在の畳の部屋を椅子席に改造するというのは、まず古川斎場の収容人員の関係で、改造することによって狭くなるかなと考えられることがあります。また、改造費用も相当かかると考えられますので、現在あるホール席を有効に活用していただければと、そう考えておる次第でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

3番相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 私からは、議案第18号について、歳入歳出、1つだけ伺いたいと思います。

これまでの説明で、私は4款衛生費のほうをちょっとお尋ねしたいんですが、総額補正予算が3,347万のうち4款の衛生費が3,200万と、ほとんど4款の衛生費がメインの補正なんだろうというふうに思いました。

その中で、特に古川斎場と中央クリーンセンターの工事が相当な額を占めているわけですが、古川斎場の工事費の関係は、さきの佐藤 勝議員の説明では黒煙対策だということですが、これから3月31日までその対策をするんだということですが、毎年のように、後の決算でわかるんですが、29年度決算でも結構な金額を支出していますね。ですから、毎年のように修繕費がかかるんだろうというふうに思うんですよ。相当老朽化しているものですから、5基炉があるとすれば、やっぱり2基とか3基とかは新たなものを入れられないのかなと私は思うんですよ。

といいますのは、こういうこともありました。今月の初め、たまたま同じ葬祭会館の場で1時間とか30分おくれの葬儀に、私は知り合いですから両方顔を出したわけですが、通常、斎場を使用するほうはいわゆる火入れの時間と、その後の葬儀の時間とほとんどいろんな案内で新聞も含めて出すわけですね。そうすると、ほとんどがその火葬の火入れの時間から大体2時間から2時間半後に一応告別式の案内を出すわけですが、たまたまその日に限って2つの葬儀が30分ずつおくれたんです。これはやっぱりそういった影響が、いわゆる交通渋滞でおくれたとかそうじゃなくて、斎場の都合なんですね。それだけの設備に支障があるんだろうというふうに思うんですよ。ですから、少なくとも2基もしくは3基を新しいものにかえるというふうなことを考えなければまずいと思うんですよ。大体、古川の斎場の使用が大体40%、構成比に占めていますんでね、相当な量でありますから、その辺の考え方。

あとクリーンセンターの工事費というのは、これはどういった工事費に充当をこれからするのかお伺いたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 火葬炉の今回修繕する2,610万円は、先ほど言ったようにばい煙、黒煙対策ということでさせていただきますが、火葬炉の入れかえとなりますと、今度は建屋のほうもある程度改造しないと、なかなか難しいということでございます。

今、火葬炉は大型炉ではありませんので、入れかえてできないということはないんですけれども、非常に難しい工事になるということで、炉の体積を確保するのが非常に難しいということでございます。大体、1炉、単純に入れかえということで業者のほうには以前、私お聞きしておりますが、見積もりをいただいたわけではございません。あくまでも口頭での聞き取りでございますが、3,500万から5,000万以上はかかると。

というのは、今回、黒煙対策である程度体積を大きくするという部分がありますけれども、それに例えば焼却施設でついているようなバグフィルターとか、そういうのを今はつけるような時代なんですね。そういうのをつけると非常に高額になるという部分で、今斎場計画がある中でそこまではちょっと対応できないということで、今周辺の住民に迷惑をまずかけないことも第一、利用者の利便性を図るのはもちろんなんですけど、そういうことを配慮して今回、緊急な工事費を計上させていただいたということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、中央クリーンセンターの工事費の補正額948万4,000円の内容について説明させていただきます。

この工事につきましては、平成31年度の予算で計上を考えておりましたが、9月9日に故障が発生し、補修で部品交換をし対応した設備であります。しかし、新品でないことから、今後も突発的なトラブルが予測されます。よって、焼却炉の長期停止が起きないように、高調波フィルターの新替工事を実施し、安定的な焼却を図るために補正するものであります。

それで、この誘引通風機高調波フィルターはどのようなものかということですが、まず誘引通風機という機械ですが、これは焼却施設において排ガスを煙突に導く大型の送風機であります。そして、高調波フィルターとは、運転中に発生する周波数がインバーター等に悪影響を与えないためのコンデンサー的な電子基板で構成された役割の機器です。

また、このフィルターを装着しないでの運転業務の弊害は、中央クリーンセンターのみならず近隣の工場地帯の機器にも悪影響を与えることから、今回補正予算を計上したものであります。

○議長（佐藤和好君） 相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 理解はさせていただきました。

ただ、斎場の関係ですが、現時点で新たな斎場がいつごろ供給開始ができるか全く不透明な先々の状態の中でどうするのかと。例えば古川斎場が5基あるうち3基ぐらい使えなくなった

とした場合に、応急にすぐできるくらいの部品とか、いわゆるそういったもののメンテナンスが恐らく無理でしょう、業者さんも。

そうであればやっぱりそういったことを、もし古川斎場で新しい炉をつけるのがそれだけ高額になるというのであれば、古川斎場だけじゃなくてサテライト的な部分も考えてやっていかないとまずいと思うんですよ。

今、少子・高齢化という我々のこの時代に、これから利用者が減るといふならともかく、やっぱり当面はふえていく可能性があるわけですから、特に斎場の場合は使用にいろんなトラブルがあってはまずいので、そういったことの対応。もし、そういったことがあった場合に、既存の涌谷斎場なり加美斎場ですか、あそこの斎場とどういう形でカバーでき得るのか、その辺までしっかりと協議して事業計画をつくっていただきたいと思います。その辺を申し上げて終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 2番佐藤講英です。

私も議案第18号の部分について、通告に基づいて質疑をさせていただきます。

まず通告に基づいてですから、財政調整基金の繰入金についてであります。

勝議員からも話があったわけですが、この金額ですね。適正な基金残高は一応10億程度というような認識でありますけれども、この基金の繰り入れの財源ですね。どのように財源を確保しようとするのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大きな財源確保といたしましては、やはり決算後の積み立てが一番大きな部分かなというふうに感じております。

29年度末から平成30年度におきましては、さきに御紹介しておりますとおり8,500万を積み立てすることが可能となったということでございますし、先ほど来お話ししてございますとおり、その基金の運用によりまして利子収入、あるいは国債の売却利益、そういったものを条例に基づいて運用していくという考え方でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 今回、予算として提案していただいた3,277万7,000円の補正額については、今お話ししたような決算後の積み立ても想定しながらということなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 先ほど、佐藤 勝議員には29年度末の決算書における現在高17億6,133万円ということでお話しさせていただいたところでございますけれども、今般の補正予算時点ですね。御可決いただいた後の金額につきましては17億5,195万5,000円ほどと見込んでございます。

これにつきましては、今ほど申し上げましたとおり、29年度末残高に対しまして決算の積み立て、それと当初予算の繰り入れも含んで、なおかつ今回の補正も合わせての数字17億5,195万5,000円の現在高となっているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） その財調の財源の確保の仕方ですけれども、歳出の不用額とか、それから入札の差額なり経費の節減等が通常考えられるわけでありましてけれども、そういうような内部の努力の結果、このぐらいの金額が積み立てられるというふうに踏んでいるわけですが、そのような考えでいいのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員お話しのとおりでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 財調について、適正な残高については10億ということであります。

この財政調整基金というのは、不慮の想定外のことが起きた場合にここから取り崩して使うものが、主たる考えなわけですが、この財政規模からしてみてもその10億で十分に対応できるのか不安なのでありますけれども、10億で十分予知できない部分の対応について、対応できるということなのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 財政計画は10億円ということでお話をさせていただいておりました。ただ、現実的には17億を超える基金を今抱えているところでございます。

先ほど来お話ししたように、財政シミュレーション上は斎場建設事業完了には8億まで目減りするということが、今現在の計画年次では見込まれているところでございますけれども、そういった議員お話しのとおり10億が完全な、いわゆる保険として大丈夫なのかというお話になりますと、それは要件に応じてではございますが、こういったいわゆる事業計画をもってして財政運営をする中におきましては、ほどほど財調の運用については問題ないのかなというふうにご考えているところでございますが、突発的な事故等にどうしても対応せざるを得ない場合に財調を取り崩して対応せざるを得ないといった場合には、やはり余裕を持った基金の保有高を維持していくべきものと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 広域で保有している施設が、長期化で経年劣化をしている部分の施設が多いわけですので、そういった部分で一朝有事の起きたときの対応については、少しこの10億ではという思いをするわけでありまして。

通常、財政の適正規模ですけれども、残高は大体財政額の5%から10%というのが全体の37%ぐらいのようでありまして、10%から20%ぐらい保有というのが同じぐらいに35%ぐらいということですので、やはり十分にこの財政を見ながら基金を確保していくというのは必要なことだろうと思っておりますので、指摘をしておきたいと思っております。

次に、先ほども出てまいりました古川斎場の経費と、それからごみ中央クリーンセンターの管理経費についてお尋ねをいたします。

斎場については、もう三十五、六年が経過をし、中央クリーンセンターについても31年が経過をしております。これまでに多額の補修を費やしてきているわけですがけれども、監査意見書にもありますとおり、この負担金行政にふさわしい視点で、コスト意識の徹底と歳出削減対策を講じながら行政運営を実施していく必要があるというような指摘がありました。

この修理に伴う工事については、どのようなコスト意識を持ってこれまでに対応してきたのか、具体的な例を挙げてお示しいただきたいと思えます。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 古川斎場の部分についてお話ししたいと思います。

古川斎場につきましては、今回の工事は先ほど述べておりますので割愛させていただきますが、それに対するこれまでの取り組みということで回答させていただきます。

これまで、黒煙につきましては平成17年、組合が移管されてから多々そういう苦情があったわけでございます。その都度、メーカーのほうに運転指導等をお願いしたり、ひつぎの中に入れる遺品、副葬品となりますけれども、それらを極力入れないようというお願いで喪主様のほうには紙に印刷したものを斎場受け付けの際に市町村の窓口から配布していただいているというようなこれまでも経過がございます。

それをもちましてもなかなか改善されないという部分がありまして、今年度もメーカーさんに来ていただいて直接指導等をいただいた経緯がありますが、やはり炉の構造上、昔の炉というよりも人の体格もよくなった、副葬品も豪華なのを入れるようになってしまっていて、その改善がされないという部分がございます。そういう部分で、今回はこのままではなかなか、施設建設も控えておりますし、施設周辺の住民にこれ以上御迷惑をかけるわけにもいかないということで、本来当初予算で計上するような額でございますが、今回緊急で補正をお願いした次第でございます。

斎場の整備につきましては、これまでも年次計画をもちまして火葬炉の一部分ずつ定期的に交換修繕させていただいておる次第でございます。斎場については以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、中央クリーンセンターの整備計画について説明させていただきます。

中央クリーンセンターにおきましては、平成34年度の西地区熱回収施設竣工を目標に長期整備計画を立てまして、今まで実施してまいりました。

それで、平成27年から30年、今年度まで延命化工事と称しまして大型の工事をやっております。各1号炉、2号炉の煙突更新工事、それと1号炉、2号炉の煙道という大きいダクトですね。そこの更新工事等を行いまして、今年度でその延命化工事は終了しております。それで、34年度を目指しまして、経費的にはなだらかに下げていくように計画しております。

逆に、東部クリーンセンターにおきましては平成38年に新しい施設が竣工されますので、逆にその部分はある程度上げながら手厚く整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それぞれ与えられた施設延命化対策については、大変に御努力をいただいていることは十分に理解しておりますけれども、そのコスト意識というのはその中でも十分に持って対応すべきだと思うんであります。これまでも対応してきたこのクリーンセンターについては、平成28年、29年だけの資料ですと6億5,500万ほど工事費として費やしております。

やはりその工事をする場合に、修理という部分でありますと、なかなかコストというのは下げるというのは難しいと思うんですけれども、長年その施設に携わっている方々ですといろんな工夫、コストの意識を持って、そういう整備をする場合でも工夫はできるのではないかなと思うんです。我々の市町が負担する部分がそれに影響してくるわけですので、確かに整備をすることは業者の言いなりということではなくて、しっかりとそこは担当課の厳しい目で対応して削減するというふうな方向性が大事だと思うんでありますけれども、これからもそこは厳しくひとつ見ていただいて、対応していただきたいということを御指摘申し上げたいと思います。

それから、あと斎場の部分についてでありますけれども、これまでも多額の経費を要して対応してきていただいたことについては十分理解をするものであります。

この古川斎場の部分については、全体で2,876人の方々が斎場を利用している中で1,155人ということで、半分近くの方々がこの古川で最後をここで行っているわけですが、この対応については、やはり特殊な施設であるということは十分認識しつつも、監査の中でも指摘をされておったとおりの、どのような形でも長年これに携わった方々の知識を利用してコストを下げるというような部分について、ぜひここも頑張ってください。

この業者で言いなりの部分ということではなくて、十分にそこを長い経験を生かしながら厳しい目で指摘をしてコストを下げてくださいということを希望して、私の質問を終わります。

○議長（佐藤和好君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

「日程第7 議案第19号 平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出  
決算認定について」

○議長（佐藤和好君） 日程第7 議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。お手元の平成29年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は91億4,490万3,740円、支出済額は90億2,018万6,192円で、歳入歳出差引残額は1億2,471万7,548円の黒字決算となっております。このうち8,500万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れし、残りの3,971万7,548円は翌年度に繰り越しをいたしております。

構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民皆様方の安心・安全のため事務事業を遂行してまいります。

以上、平成29年度の決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の承認に付すものであります。

なお、会計管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

遠藤会計管理者。

○会計管理者（遠藤睦夫君） 私からは、議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。お手持ちの一般会

計歳入歳出決算書の12ページ・13ページ及び議案第19号関係資料の1ページ・2ページ、平成29年度一般会計決算比較表の歳入をごらん願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額が77億389万3,551円で、主な収入は1項1目の市町負担金76億9,927万9,000円となっており、前年度と比較し12億6,388万573円、19.63%の増となっております。

12ページから15ページをごらん願います。

2款使用料及び手数料は、収入済額が3億1,049万6,463円で、主な収入は1項1目の衛生使用料3,305万4,954円、12ページから15ページの2項1目の衛生手数料2億6,433万8,000円となっており、前年度と比較し社会教育使用料の増などにより275万7,730円、0.90%の増となっております。なお、収入未済額の122万5,490円につきましては、平成21年度分のじんかい処理手数料で、相手方との支払い方法の協議に基づき、平成29年度は9,000円の納入となっております。今後もこの未収金の回収には、なお一層努力をしてまいります。

14ページから17ページをごらん願います。

3款国庫支出金は、収入済額が3億229万4,040円で、主な収入は1項1目の衛生費国庫補助金2億9,052万6,040円、1項2目の消防費国庫補助金1,176万8,000円となっており、前年度と比較し衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金の増などにより2億9,837万2,920円の増となっています。

4款県支出金は、収入済額が2,892万5,887円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金の消防学校派遣職員の給与負担金2,123万7,837円となっており、前年度と比較し107万5,319円、3.86%の増となっております。

14ページから17ページをごらん願います。

5款財産収入は、収入済額が1億1,710万9,811円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金2,280万947円、2項2目の有価証券売払収入3,489万500円、2項3目の土地売払収入5,674万2,654円となっており、前年度と比較し有価証券売払収入で1,518万6,021円の減、土地売払収入の皆増などにより財産収入全体で4,314万1,302円、58.32%の増となっております。

16ページ・17ページをごらん願います。

7款繰入金は3億7,528万7,000円で、財政調整基金からの繰り入れとなっております。

8款繰越金は、収入済額が3,888万8,375円で、前年度と比較し277万4,818円、6.66%の減となっております。

9款諸収入は、収入済額が2億2,203万1,044円で、主な収入は2項1目の雑入で、内訳として指定ごみ袋売払料1億249万9,800円、資源物売払料4,575万8,29

8円、障害児通所給付費5,374万9,399円などとなっております。前年度と比較し、資源物売払料の小型家電リサイクルの資源化や日本容器包装リサイクル協会拠出金の増などにより諸収入全体で875万3,872円、4.10%の増となっております。

16ページから19ページをごらん願います。

10款組合債は収入済額が4,570万円で、志田タンク車、鳴子救急車及び高度救命処置用資機材購入に係るものであり、前年度と比較し消防債は1,400万円の増となっており、組合債全体で1億9,500万円、81.01%の減となっております。

これらの結果、18ページ・19ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は収入済額が91億4,490万3,740円で、前年度と比較し3億9,960万1,888円、4.57%の増となり、予算現額に対し100.55%、調定額に対して99.99%の収入率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

決算書の20ページから25ページ及び関係資料の3ページ・4ページ、平成29年度一般会計決算比較表の歳出をごらん願います。

2款総務費は、支出済額が3億6,386万1,601円で、主な支出は1項1目の一般管理費1億6,528万3,858円、22ページ・23ページの1項2目の財政調整基金費1億4,272万6,000円、24ページ・25ページの4項2目の大崎ふるさとづくり基金費3,255万2,000円となっております。前年度と比較し、財政調整基金費で6,043万2,000円の増額、大崎ふるさとづくり基金費で3,343万7,000円の減額などにより総務費は2,857万5,208円、8.52%の増となっております。

24ページ・25ページをごらん願います。

3款民生費は、支出済額が9,823万8,352円で、児童福祉施設運営費の増により前年度と比較し71万5,857円、0.73%の増となっております。

24ページから29ページをごらん願います。

4款衛生費は、支出済額が37億8,668万9,642円で、主な支出は26ページ・27ページの2項1目の斎場管理運営費9,587万9,896円、26ページ・27ページの3項1目のごみ処理施設管理運営費26億8,473万1,015円、そのうち（仮称）大崎広域新リサイクルセンター工事費が4億1,611万3,000円となっており、施工監理業務委託料などが2,264万1,988円となっております。

28ページ・29ページの3項2目し尿処理施設管理運営費は、8億5,158万5,733円となっております。施設整備に伴う用地取得や、関係する物件移転補償が終了したことから、前年度と比較し衛生費全体で8億8,500万5,785円、18.94%の減となっております。

28ページから31ページをごらん願います。

5款消防費は、支出済額が40億1,533万3,123円で、1項1目の常備消防費が2

3億6,418万7,780円,30ページ・31ページの1項2目の消防施設費が16億5,114万5,343円となっており,主な支出は大崎広域消防本部・古川消防署建設工事請負費に4億9,813万円,用地購入費に10億4,207万3,943円,志田タンク車購入費に5,022万円,鳴子救急車購入費に1,906万2,000円などで,前年度と比較し消防費全体では15億2,958万2,313円,61.53%の増となっております。

30ページから33ページをごらん願います。

6款教育費は,支出済額が1億5,077万2,889円で,主な支出として教育総務費で6,578万5,019円となっており,社会教育費で8,498万7,870円となっております。プラネタリウム機器の工事が完了したことから,前年度と比較し教育費全体で2億5,724万9,399円,63.05%の減となっております。

32ページ,33ページをごらん願います。

7款公債費は,支出済額が5億8,552万8,280円で,地方債償還金の減により前年度と比較し2,783万430円,4.54%の減となっております。

これらの結果,34ページ・35ページの一番下の欄でございますが,歳出合計は支出済額が90億2,018万6,192円で,前年度と比較し3億8,877万2,715円,4.50%の増となり,不用額は11節需用費や13節委託料など7,502万9,808円で,予算現額に対します執行率は99.18%となっております。

次に,一般会計の実質収支等について説明を申し上げます。決算書の36ページ及び関係資料の3ページ・4ページ,下段の実質収支欄をごらん願います。

一般会計の歳入歳出差引額は1億2,471万8,000円で,実質収支額となっております。このうち,地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は8,500万円となっております。

以上,一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが,詳細につきましては歳入歳出決算書,財産に関する調書,主要施策の成果に関する説明書及び監査委員から提出されました決算審査意見書などを御参照願います。何とぞ御審議の上,認定賜りますようお願いを申し上げ補足説明とさせていただきます。

○議長(佐藤和好君) 続いて,監査委員から審査意見の報告を求めます。

柴原監査委員。

○監査委員(柴原一雄君) それでは,私から監査委員を代表いたしまして平成29年度決算審査の概要について御報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により,管理者から審査に付されました平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算書及び附属書類について,その内容,計数の正確性,予算執行の適正性,財政運営の健全性,さらには財産管理並びに基金の管理運用の適正性を関係諸帳簿と照合いたしまして,詳細に審査を実施したところでございます。

それでは、お手元の決算審査意見書の2ページ上段の表をごらん願います。

一般会計歳入総額につきましては、91億4,490万3,740円で予算現額に対する収入率は100.55%、歳出総額は90億2,018万6,192円で予算現額に対する執行率は99.18%、歳入歳出差引額は1億2,471万7,548円となっております。

次に、一般会計の概要について申し上げます。2ページ下段の表、平成29年度の欄をごらん願います。

歳入歳出差引額1億2,471万7,548円が実質収支でございまして、このうち8,500万が財政調整基金に繰り入れされているということでございます。

次に、3ページ上段の表をごらん願います。

歳入について記載しております。予算現額90億9,521万6,000円に対しまして収入済額で91億4,490万3,740円となっており、予算現額に対する収入率は100.55%となっておりますが、5ページの上段の2款使用料及び手数料でじんかい処理手数料122万5,490円の収入未済額が生じているところでございます。これは過年度分のごみ焼却処理料でございまして、前年度に比較しまして9,000円ほど減少しておりますけれども、今後とも未収金対策に関しましては負担の公平性の観点から、引き続き収入未済の縮減に努めるとともに、不納欠損を生じないよう適切な措置を講じることを強く望むものでございます。

各款ごとの調定額に対する歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18・19ページに記載してございますので、この場におきましては詳細については省略をさせていただきます。

次に、歳出について申し上げます。9ページ下段の表をごらんいただきます。

予算現額90億9,521万6,000円に対しまして、支出済額90億2,018万6,192円で執行率は99.18%となっており、不用額は7,502万9,808円となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めておりますのが消防費40億1,533万3,123円でございます。歳出決算総額に占める割合は44.51%、次に来ますのが衛生費でございまして37億8,668万9,642円で41.98%の順となっております。予算現額に対する支出済額の割合は99.18%となっているところでございます。

各事業とも計画的に執行されておまして、適正な執行であると認めたものでございます。

各款ごとの予算現額に対する歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから21ページに記載してございますので、ここでは詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、15ページをごらんいただきます。財産の部分でございまして、財産に関する調書について申し上げます。

公有財産の当該年度末現在高は、土地66万4,699.16平方メートル、建物につきましては5万3,066.40平方メートル、無体財産権につきましては商標権2件となっております。

ります。

土地につきましては、大崎広域消防本部・古川消防署庁舎の建設用地8,215.41平方メートル、新リサイクルセンター建設用地694.45平方メートルを取得した合計8,909.86平方メートルが増加しておりますが、建物、無体財産権における増減はございませんでした。

なお、維持管理につきましてでございますけれども、良好であると認めたところでございます。

また、平成29年度中に増減のあった物品については、財産調書に記載されてございますけれども、50万円以上の物品、まず車両4台、救急機器等5機の増と車両7台、視聴覚機器等6機の減となっております。

次に、基金の運用状況について申し上げます。

財政調整基金、大崎ふるさとづくり基金の運用状況は16ページの表のとおりでございます。全体の決算年度中増減高につきましては2,820万5,994円増加をいたしてございまして、決算年度末における総額は41億8,688万7,923円となっております。有利な運用がなされておりますけれども、今後とも安全でかつ効率的な基金運用を望むものであります。

なお、当組合の歳入の84.19%は構成市町からの負担金となっておりますことから、大崎広域市町村圏計画の実施に当たりましては、構成市町と協議を行い主要事業に対する理解を求めるとともに、限りある財源の中で圏域を取り巻く社会情勢に呼応しながら、最大の効果を上げられるよう事業推進に今後とも努められ、圏域住民のために快適な環境で安全・安心な暮らしを支えていく行財政運営に取り組まれるよう強く望むものでございます。

以上、平成29年度一般会計決算審査の概要について申し上げましたが、決算内容並びに予算執行状況につきましては、いずれも適正、妥当であると認めたものでございます。その詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願いを申し上げ、審査意見の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 質疑通告の最後のほうであります。

今、柴原監査委員から99億に及ぶ決算監査の報告が、妥当ということでありましたが、数字的なものは除きまして主要施策の成果に関する説明書、ある程度の事業成果ということになるんでしょうけれども、これは本当に成果かと。事業の報告のような気がする。成果であれば、一定の改善すべきところがあります。だから、こういう方向を目指すべきところがあるの考察も加えるのが私は成果ではないかと。

監査委員にお伺いします。つまり、これは事業をやったと、主な報告が、成果の報告がそうなんですけれども、これでいいのかと。改善すべきと、私が言ったように目指すべき、改善すべきところ、あるいはこれが目指すべきものがどうなんだという考察も加えて初めて成果では

ないかと、私の考えはね。今後、どういう監査指導を成果でしていきますか。

○議長（佐藤和好君） 柴原監査委員。

○監査委員（柴原一雄君） 主要施策の成果に関する説明書についての御質問で、監査委員としてどう捉えているのかという御質問でございますが、通常、現在、各地方公共団体等では要するに事務事業の成果というもの、あるいは評価を積極的に行うとしているというのは承知してございます。

それで、実際にじゃあ何を指標を持って成果というかというのは非常に微妙でございまして、最終的には地域住民の福祉の向上というふうに、地方公共団体の目的がどれだけ向上したかという議論になるんでございますけれども、どうしても現実の決算状況においては、見方にはよると思うんですけれども、例えばいろんなイベントを実施して何人入ったかとか、そういったものが成果として出てくる場合が往々にございます。しからばそれが、その入った人数が成果なのかという議論は当然ございますけれども、実際問題としてやはりどの程度の抽象度で成果を見るかという議論が一方であるところでございますので、どうしても主要施策の成果に関する説明書については実際にこういう事業を実施しましたというものが中心とならざるを得ないというふうに理解しております。

ただ全体を見まして、先ほど全体としては良好だったと認めたという意味合いは、そういった事業実施の成果を見ながら、広域が果たすべき役割はしっかりと果たされているというふうに理解いたしましたので、決算として認めたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 認めた認めてないでなく、成果ということになれば、地域住民の福祉の向上になったと、それは成果でしょう。だが、こうすれば、あるいはこういう方向を目指せばもっと成果が上がるんでないかという考察もあって初めて改善する余地があるということになると思うんですよ。ですから、成果に全部そうしろと言うんじゃないんですけれども、これはほとんど報告のような感じがするんです。

監査委員からは、2回と違ったことは言わないでしょうから、茂和泉局長、私は事務体制の薄いのもわかります、それは。ただ、その主要成果を、調書をもう少し改善する、つまり私が言うような改善する方向を目指す気があるかどうか聞いてやめます。終わります。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員のおただしの趣旨は理解いたしますし、そして通告のとおり文面で理解させていただくと、いわゆる主要施策の成果におきまして事業評価という点で各事業は捉えていかないとだめだろうというふうに、そういった御質疑だと思います。

御存じのとおり、一部事務組合の事業につきましては、斎場あるいはごみ処理、し尿処理も含めた、そういった衛生分野に加えて消防分野といった共同処理事務が主なものでございます。その上で、事業評価の制度というのがなかなかなじまないのではないかと私は感じております。と申しますのは、事業評価はあくまでも評価するためには目標を掲げて、その上で達成度を数

値化するものでございます。それを広域独自で評価するというよりは、共同処理事務をこなしている本組合のその数値をそれぞれの市町にお返ししていくということが本来のあるべき姿ではないのかなというふうにも考えてございます。

いわゆる決算値における各種データにつきましては、例えば先ほど来お話のあった斎場での処理は幾らでございませうといったものは数値化し、それを市町にお返ししてございますので、共同事務を扱う本組合としてはその評価制度にはなじまないものではないかなというふうにも考えてございます。

ただし、議員がおただしのもちろん個別事業の改善につきましては、鋭意取り組んでいく必要がありますので、その数値化する云々というのもできる範囲で、もしできる分野、特にソフト事業に関してはその成果指標は上げられるのかなという思いはございますので、検討し取り入れられるものがあるかどうか、そのあたりも考えていきたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

3番相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 私のほうからも短時間で聞きたいと思いますので、短時間で答弁をお願いします。

決算認定の中で2款の収入未済額、監査委員の意見の中で一番最後に記されておりました。先ほどの中では、何か21年度分だと。過年度分は21年度分と相当前のやつですが、なぜこういったことが発生して、通常であれば不納欠損か何かとかするんでしょうが、何か収入を見ると年に1万円近い金額が何か入っているんですけど、これどういうふうな内容ですか。まず内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 収入未済額について、お答えいたします。

これは平成22年1月から平成22年3月までに、大崎広域中央クリーンセンターに許可業者1社が搬入した可燃ごみに関する処理手数料が支払われなかったことに発生したものでございます。

この業者につきましては、業績が悪化して一度に全額を支払うことができない状態にありますが、この経営者には支払う意思があり、月々支払い可能な金額を納入していただいているという状況にあります。現在も毎月お伺いして、お支払いのほうをお願いしている状況でございますので、今後とも幾らでもお支払いしていただけるように回収業務に努めてまいりたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 少しずつの返済だということですが、結構金額がまとまっている気がしない。適切な処置というか、払う意思があるということであれば、いろんな法的な手続による支払いの求め方もできると思うんですね。そういったことは一切しなかったのか。払う意思があ

るといったって、手元にあったお金をほんの少し入れたから払う意思ということなんでしょうが、これが通常の債権債務であれば利率というか、そういった部分に充当額というようなことも当然出てくるだろうし、いずれこれがこれから先、また何年でその返済が完了するのかわからない。これまでのペースだと、10年、20年なんていうもんじゃないんでしょう。いずれきちっとまとめて精算をしてやってもらえなければ、適切な措置を対応する。それがだめであれば、いずれかは不納欠損の処理をやらなくちゃいけないというふうに思うんですけども、やっぱりずっとこうやって毎年1万円入金なら払う意思があるというふうに受けとめているのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 私もこの数字を見るたびに、非常に悩ましい課題であるというふうに捉えているところでございます。

この収入未済につきましては、性質上は私債権ということになります。それで原課のほうでは、今柴岡課長が申し上げましたとおり、絶えず請求を行い、少しずつであるが納入をしているということを捉えますと、請求権が消滅する状態ではないということでございます。現在、不納欠損というお話ですけども、ゆえに不納欠損をできる状態ではないのではないかと考えてございます。

ただ、お話しのとおり120万で年間1万円に満たない金額であれば、あと何年かかるんですかというお話になるわけでございますので、お話しのとおり、今後そういった難しい部分もございまして、法的な措置も含めて、あるいは他圏域、さらには市町村も同様にこの私債権に関しましては抱えている課題でもあるというふうに思われますので、そういった情報を入手しながら解決に向けて今後検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 支払う意思はあると言いながらも、年齢によっては、完済まで何年かかるかわかりませんが、もし亡くなった場合の対応のこともあるだろうし、それから請求はたしか商行為でいけば1年に1回請求しないと請求が時効消滅するか、請求権が3年でしたか、何かいろんな手続があるんですね。

そういったこともあるので、これ一度相手方に一括返済を請求して、支払いがもしなければいずれかの時期にはきちっと整理すべきものじゃないんですか。決して百二十何万をただ放棄しろというんじゃなくて、やっぱり最低でも生きるための、生活をするための権利まで侵害できませんからね。どういうお仕事をなさっているかもわかりませんが、いずれの場合にはやっぱりきちっと決断すべきだというふうに思います。

次に、5款の財産収入の中で不動産の売却収入がありましたね。これは具体的にはどういった場所をどのような手続で売却されてなのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 不動産売買収入5,674万2,654円のところという

ことで、まずその不動産の場所につきましては、新消防本部庁舎建設地南側に新設された市道分、その一部でございまして、面積につきましては1,735.4平方メートルとなっております。なお、この市道の一部につきましては29年度内に大崎市土地開発公社より取得し、同年度内に大崎市に売買したというものでございます。

また、手続につきましては大崎市と土地売買契約を締結いたしまして、その上で市道の用地として売却した、一定の手続を踏まえて行ったものでございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） 適切な価格というふうなことを前提で売買されたということであればいいんですが、どうしても路線価というか、いろんな地価が上がったり下がったりした中で適切だったのかと言われたときに、たしか開発公社でしたか。もう開発公社が全部清算業務でやりましたので、この際だから安くとかいうことじゃなくて、さかのぼっての契約どおりだったというこの受けとめ方でよろしいですね。

よくほかにも、今回、広域には関係ないんですが、道路の一部が開発公社の解散に合わせたかどうかわかりませんが、大崎市の土地がほんの少しあったんですが、これどうしても使えないなあと思ったら何か民地に譲渡したらしくて、非常にいい形で整備になったところもあるんですね。だから、そういったことが多少は影響あったのかというふうなことでお尋ねしたわけでありまして。そういうことがなければ、ないということでもよろしいわけです。

次に、1款の分担金及び負担金の中で、し尿処理施設の管理運営負担金が減額だったんですね。この減額の要因は、それだけし尿そのものの排出が、例えば公共下水道なり農集排なり合併浄化槽が普及して総体的にそういったものが減っているのかどうか、それが要因なのか確認をしたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） し尿処理施設管理運営費負担金について、申し上げます。

減額となった主な理由といたしましては、前年度の平成28年度に六の国汚泥再生処理センターにおきまして、乾燥堆肥化焼却設備におきまして工事費が1億2,420万円の大規模補修工事を実施いたしました。そこで28年度のし尿処理施設管理運営費負担金が例年に比べて高くなってございました。

平成29年度につきましては大きな工事等がなかったことから、その工事が完了したために29年度は低くなったというところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私からも平成29年度の大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出の決算認定について、お尋ねをいたします。

今、議員からも説明が求められたじんかい手数料の件ですけれども、収入未済額が平成21年に発生した部分がわずかですけれども収入があったということでありまして。説明では、私債

権ということで不納欠損処理できないということでありまして、支払いの意思があるということのようでもあります。

これは利用者が負担していただく分については、基本的なことでありまして、それを組合が肩がわりするということについてはあってはならないことでもあります。実態については、職員の方が行って、この収入の部分について請求をしてきているのか、あるいは専門の部門のほうにお願いしているのか、その辺どのような工夫をしてこの処理の未済額の部分について対応しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） どのような形で請求しているかということなんですけれども、業務課の職員が直接自宅に赴いて、納付書をお願いしてお支払いしていただくような形でいただいております。

今年度も支払われなかった月というのがありますが、ついおととい10月17日も2,000円回収してきて、今回、30年度として7,000円いただいているような状況でございます。本人は病気がちになっておりまして、働けないような状態になっているというようなことですが、まだ一応支払いの意思はあると、先ほど言ったようにまだ何とか支払っていくというような意思を示しておりますので、組合としてはその都度回収しているというような状況でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 担当の職員が対応しているということでもありますけれども、やはり限度があると思うんですね。大崎市であれば、そういった専門の方々がいらっしゃるし、行って相談をして、どのようにして支払いができるかというのを一歩踏み込んで、経営の中、あるいは生活の部分も踏み込んで相談をしながら、幾らかでも回収をしていただくというのが筋ではないかなあと思うんですね。

そしてこれは絶対、未済額に、不納欠損にしないという意思をしっかりと広域として持って、そして納めていただく方々の生活も考えながら一緒にそれを考えていくのが筋だと思うんですけれども、そういうような対応については考えていないのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 11月6日に勇退する者がお答えするのも聞き苦しいとは思いますが、当然、私が来てからかかわったことですので、そのときに後納制度を設けておりました。その後納制度は、業者であって、毎回搬入をするものですから一々料金設定をして個別払いでは大変だということで後納制度を設けました。そういう事業者については月払いということで、1日から何日間かあって、それを一括、後で払うという、そういうシステムに切りかえました。そのことによって、迅速、効率性が出て、業者にとっては大変効果的な制度だということになっております。

ところが、その方がたまたまいろいろ会社経営の著しい不況があって、それで滞納がされて、

納付制度を設けながらそれぞれ誓約書を書いていただいて、その誓約書に基づいて毎月納付なども実行を一時していましたが、だんだんそれが苦しくなったということで、私どもは国税徴収法とか地方税法にのっとりた形で納付催告とかそういうものを、請求行為が停止しないように、さっき相澤議員が言ったように3年請求がないと時効消滅ということになりますので、その債権を生かすための手続はきちっと踏まえてまいりました。

しかし、前回の議会でもいろいろ御論議いただきましたので、不納欠損処分に当たっては所在不明で身元がつかめないということが1つと、徴収することによって著しく生活が脅かされる、そういう部分の不納欠損の3大行為がありますので、それに該当するか否かによって不納欠損ということになるかというふうに思っていますので、新しい年度に入りましたら、その生活実態に合わせた形で、その3要件の中の1要件でも満たせれば不納欠損に処する、そんな準備行為もさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 議案質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は、15時10分といたします。

午後3時02分 休憩

---

午後3時10分 再開

○議長（佐藤和好君） 再開をいたします。

質疑を続行いたします。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 雰囲気が大分悪くなってきたので……。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○2番（佐藤講英君） そうだって……、しかし、ただすことはただしてまいりたいと思います。

先ほどの件ですけれども、ぜひ生活者の観点もありますので、不納欠損の場合については鋭意を用いてやっていただきたいなあと思っております。

次に、9款2項1目の雑入の予算現額と対比し大幅に増額となった理由についてであります。1億8,763万7,000円が雑入でなっております。この理由について、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） おただしのおおり、予算現額と比較いたしますと収入済額が3,400万円ほど増額となっております。

理由といたしましては、予算と比較して資源物売払料が2,010万7,000円の増、日本容器包装リサイクル協会拠出金で741万1,000円の増、その他等々で増額となったことによるものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 気合いを入れてやっていきたいと思います。

資源物等について大幅な増ということでありませけれども、これは当初見込んだより資源物について売り払いが伸びたということのようであります。

次に移ります。

次に、4款3項1目と4款3項2目、ごみ処理施設管理運営費の事業費委託料不用額、あわせてし尿処理施設の管理運営費の需用費の不用額について、これだけの金額が不用額として出ておりますので、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） それでは、4款3項1目、まずごみ処理施設のほうから需用費の不用額についてお答えいたします。

需用費不用額1,978万9,531円の内容について説明いたします。

この金額につきましては、ごみ処理施設9センターの積み上げによる不用額となります。その中でも玉造クリーンセンターの需用費が突出しており、515万1,085円となりますが、詳細につきましては、ろ過式集じん機ろ布の購入での入札による執行残が大きな要因となります。また、クリーンセンター3施設におきましては、竣工から30年を経過しておるため、年度末の突発的なトラブルを見据え修繕料が必要となることから残額としております。

次に、委託料の不用額533万5,988円の内容について説明いたします。

委託料も同じく各施設の積み上げによる不用額となります。その中でも、東部クリーンセンターの委託料が突出しており284万9,379円となりますが、詳細につきましては灰運搬委託料の入札による907万5,888円の執行残と施設整備保守点検委託料の不足額676万9,685円、これを相殺した不用額であります。

続きまして、し尿処理施設4款3項2目の需用費の不用額についてお答えいたします。

不用額1,404万9,805円の内容について説明いたします。この金額につきましても、し尿処理施設4センターの積み上げによる不用額となります。東部汚泥再生処理センターを除く3施設で400万円台の不用額が発生しております。詳細につきましては、六の国汚泥再生処理センターの保守点検整備の入札による執行残870万円と、桜ノ目衛生センターの薬品等消耗品の執行残670万円及び師山衛生センターの保守点検整備の入札による執行残230万円と電気料の執行残180万円を含めた金額となります。

この不用額につきましても、ごみ処理施設と同じく、し尿処理施設におきましても年度末の突発的なトラブルを見据え残額として残しております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 御説明をいただきまして、ありがとうございます。

入札残あるいは委託料の残とか、いろいろ説明があったようであります。担当課としてもいろいろと苦勞して、入札残等にいろいろ結果を残したようでありますけれども、一定の評価をしたいと思っております。

しかし、この不用額についても少し意見の分かれるところではありますが、まず1つは不用額

をどう処理したのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 先ほど来、決算等々あるいは基金の積み立ての際にも御説明したように、それにつきましては余剰金と申しますか、黒字決算の会計処理を行っているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 多額の不用額については、それぞれの積み上げの部分についてはよくわかるわけでありませけれども、それ以外の見込みの部分の違いについては各自治体の分担金に大きく影響することになりますので、適正額の計上が必要であるというふうに思うのであります。今後、このような部分についてはしっかりと適正額な予算を計上するように指摘をしておきたいと思えます。

次に移ります。

5款1項1目の常備消防費についてであります。

職員手当の不用額について、どういう理由なのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋管理課長。

○消防本部管理課長（高橋勇幸君） ただいまの御質問について、お答えいたします。

職員手当の不用額254万3,838円のうち、216万3,904円が災害対応に係る時間外手当を確保したものです。特に地震等の大規模災害を想定した対応となります。そのほか、37万9,934円が職員の転居に伴う通勤手当等の変動、各種手当に係る積み上げによる不用額となっております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） わかりました。災害対応についての部分で、予算措置をしておいたということの残額ということの主な内容であります。そこであります。

この常備消防と各市町の消防団等については非常に深い関係がありまして、消防署の職員が消防団の訓練のときには来ていただいて団員を御指導していただいているという経緯があります。今回、そういった方々がお話を聞くと、前は十分に対応していただいた部分について、1人だったりとかということがあるというふうにお聞きをしております。消防団、特に古川師団というのは一斉に大会をするためにどうしても一定期間の限られている部分でもありますので、消防団のそういう指導については十分に対応していただきたいというものであります。

どうもその部分についての不用額ではないかなというふうに思ったのでありますけれども、今後消防団と、あるいは防火クラブ等、密接な連携をとりながら地域の安全・安心を確保する意味では大変に重要な部分であると思うので、この辺についてどう対応していただけるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 佐藤古川消防署長。

○古川消防署長（佐藤光弘君） 消防団指導の実務にかかわる部分でございますので、私のほうか

ら申し上げさせていただきます。

地域防災の最前線で御尽力を賜っております消防団の皆様との連携につきましては、消防施策の重点事項でもございまして、各消防署所で訓練や現場活動を通じましてその連携を強化しているところでございます。

具体的には、派遣指導を行う場合は派遣要請を踏まえまして消防団、そして各市町の防災担当者と事前に打ち合わせ、調整を行うものでございます。そうした中で、今年度、古川消防署の例でございますけれども、支団、そして各分団の演習、さらにはポンプ操法等の訓練におきまして合計13回、延べで68名の職員を派遣させていただいております。

今後におきまして、やはり消防団との連携強化、そして出動態勢の充実強化ということを踏まえまして、こうした事前の打ち合わせや調整を密にしまして、相互に調整をしっかりとりながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ぜひ今後とも、さらに充実した消防団の指導、特にポンプ操法と行進間等の訓練等についてはどうしても常備消防から2人を指導して派遣していただかないと実態は対応できないように認識しておりますので、ぜひ今後ともひとつよろしくお願いをしたいと思います。

残り1つを残して終わりにします。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定に

については原案のとおり認定することに決定いたしました。

## 「日程第8 一般質問」

○議長（佐藤和好君） 日程第8 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 私の後に2人おりますので、15分くらいで終わりたいと思います。10分という声もありますが、答弁がよければ5分でもやめます。斎場一本でありますから、簡単に決まると思います。

行政報告、あのとおりであります。いつもであれば、大場副管理者が御答弁をされると思いますが、先ほどやめる者がとおっしゃったので、一般質問ですからあわせると、広域の伊藤管理者がこれは答えるべきだということを期待して質問をいたします。

この行政報告で4候補地、評価結果にコンサルに依頼をして周辺住民には説明会をやる読めますけれども、「区長会へ事業説明を開催しているが、組合ではこれまでにない大規模事業を進めており、構成市町の財政負担が増大しているので」、これが理由のようですね。増大していると。今後は財政状況を見きわめながら進める必要があると考えると。これは財政状況にかこつけた、おくれたのがね。そう言わざるを得ないような書き方ですね。

30年度を用地選定の最終年度と捉えているので、一定程度の方向性を示したいと、考えてあると。30になっていますけれども、30年度に決めるんですかということをもまず今年度中、3月までありますけれども、場所をですね。

今2つの候補地が、それぞれ地域の方たちと交渉なり経過を、話しているようですねけれども、今どうなっているんだろうと、あわせて。それから、5月の臨時会でことしじゅうに場所を選定すると。今度の行政報告では、一定程度の方向性を示したいと。おこなっている。5月より一歩後退した答弁のようですね、行政報告が。そういうこともあわせて、なぜおこなっているのか。つまり、財政状況という行政報告ですけれども、これだけではないんじゃないかと、こういうことです。

つまり、もう一言言わせてもらえば、財政状況は毎年書いて出していますよね。これは毎年ローリングをしているはずなんで、これだから2回、3回と延期をされた理由ではないはずですよということです。以上です。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤 勝議員から、斎場整備に絞って御質問を賜りました。

必要であれば事務局からの補足も申し上げさせていただきますが、これは平成27年6月に新斎場建設候補地選定等業務を開始して、構成市町担当課長などから成る大崎広域新斎場建設検討会議を立ち上げて、平成28年2月に取りまとめ完了して、同年3月の組合議会定例会に候補地選定結果を報告申し上げたところであります。

しかし、こういう施設は、4カ所選定をさせていただいて報告したんですが、相手があることもあり、なかなかこれまで思うように進んでこなかったところがございます。

しかし、この議会でも質疑で再三老朽化等々の御指摘もいただいております。そういう意味からすると、整備を進めなければならないという認識はいたしているところがございますが、なかなか相手があることですが、今年度中には方向性をということは相手があることですので、合意をいただくかどうか、まだ先が見えないわけではありますが、方向性を定めないと、もうだましまし使うことにも限界が来ているだろうということでもありますので、そういう意味で方向性をと申し上げてきたところがございます。

これまで評価結果順位をもとに、それぞれ説明会を開いてきたところですが、なかなか用地確保に時間を要していたことでおくれが生じているところがございます。ことしの5月の臨時会の答弁よりも、さらに後退した行政報告ではないかという御指摘もございました。大規模事業が集中している中で、財政の事情も全くないわけではございません。そういう意味では、財政のことも含めて早期に方向性を見出してまいりたいと思っているところがございます。

これまで候補に上がりましたが御理解をいただきかねたということがあって、現在候補地として残っているのは、美里町中塚上戸周辺と古川小野新田裏周辺でありますので、今年度が一定程度の方向性を示す最終年度にしたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） ありがとうございます。

23年4月に基本構想が出てから約6年ですね。今、管理者の答弁で、27年にこの定例会で決定をしたということから、延期、延期で来ていたと。そして、今の答弁を聞きますと2カ所の中で一定の方向性を絞りたいということで、2カ所から1カ所に絞るのかと、今年度中に。そして、その場所は美里町の上戸ですか、あとは古川の小野新田裏。

もう一言言わせていただければ、小野は現在地もしくは現在地周辺となっているんですよ。これは間違えないように。新田裏とはなっていません。大場副管理者、そうですね。長岡地区振興協議会で要望したのは、現在地もしくは現在地周辺、新田裏も現在地周辺でしょう。です。新田裏と固定したものではないんです。けさ、私も火葬場と斎場の候補地を見てきました、朝に、車で2分ですから。新田裏にもっといい場所があります。4号線から直接入れると。なぜかといいますと、新田裏は道路つきに産業道路から入るようにとか、こっちから入るようにとか、今の火葬場から、新しい道路。4号線から直接入ると、4号線のすぐ脇が仕切っております。そういうことも含めて30年度中に決めるのかと、もう一回お伺いします。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 自席からの発言をお許しいただきたいと思っております。

まず1つは前段の御質問で、財政状況を盾にとっておくれの理由がしているのではないかと。というような御質問がありました。これは用地と事業建設は区別して考えていただければありが

たいなあというふうに思っております。

要するに、財政状況を見据えつつというのは、用地が決まって建設途上になったときの当該地域の財政状況を鑑みてということで御理解をいただければというふうに思っています。

今、行政報告を受けて今管理者が申し上げました新田裏、これについては要望を受けたときに当時の方々が図面等で示した位置が、その辺が一番最適だということの要望と同時に口頭でしたけれどもお話があったので、私どもとしてはそこを主体的に今後交渉していきたいという思いでおります。

ただし、あそこの開田組合の一連の中には、今、勝議員がお話しした北側も入っているということでございますので、周辺となるとその辺も一つの候補の範疇には入るんだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今美里中塚地区でいろいろ代表の方との協議を続けております。その中では、私どもとしてはできれば白紙状態に持っていききたいと。その理由は、まだ圃場整備の本換地がなされていないということが1つにあります。さらに、その本換地の場所を私どもが土地収用をかけるわけではございませんけれども、農転とか何かの相当な期間を要すると。その圃場整備後8年間は一般売買に付されない、そういう規制がございましたので、そのことも含めれば、行政だから勝手にそういう対応をしないのかという思いもありますし、さらには、それぞれの周辺の中ではやっぱり斎場というのは、今近代的な施設で煙突もなく煙も出さないという、そういう近代化された施設であることには間違いありませんけれども、やはりどうしても地域住民は違和感を感じると。よって、余り好まれない施設だということもございます。さらには、せっかく汎用化した大区画圃場整備で、さあこれから農業の一大転換期という、そういう状況の中で世界農業遺産の認定にもなったというようなことも含めれば、その美田をそのために潰していいのかというような違和感もございますので、それらの理由などをもって、今中塚地区の代表の方にいろいろ交渉の経緯を含めて対応しているところでございますので、それを待ってはいよいよ、ぜひ要望として、来てくれという全面的な協力体制がある小野地区周辺のほうに、その整理が済めば白羽の矢を立てて対応を協議していくと、そういう手順に今なりつつあるということで御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 36分だから、45分と言ったからまだあるんですけども、あと1回聞きます。

白羽の矢を立ててという答弁でございますけれども、白羽を立てなくても結構であります。これ以上責めることは、勇退する大場副管理者に傷をつけてはいけなないと私も長い友情がありますので、御期待を申し上げて、ただできるだけつくらなければ経費をかけない。現在地周辺になっていきますので、あの霊園の一带を整備するのが一番いいのかなと。たまたま新田裏と出たのは、同じ開田組合で4号線の人たちはあっち手を挙げたのに、我々が手を挙げる必要はちょっと不調法だべということがあるんですよ。同じ組合の中です。金がかからない条件が

いいのは、やっぱり4号線のほうです。そのことだけは頭に入れていただきます。終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

3番相澤孝弘議員。

○3番（相澤孝弘君） 時間も大分経過しましたので、5項目ほど通告をしておりましたが、空気を読んで、3項目に少し減らして一般質問させていただきます。

まず1回、通告の内容に従いますけれども、まず1点目であります。

東京電力福島第一原発事故で生じた国の基準以下の汚染廃棄物の試験焼却をめぐる訴訟事案について、お伺いをいたします。

上宮協会から、さきに組合議会で関連予算の執行差しとめを求める住民監査請求に対して、組合監査委員は9月13日に請求要件を満たさないとして却下したことは報道で承知をしております。

そこで伺います。満たさないと判断した内容というか、その理由と伺いますか、その根拠をまず説明をお伺いしたいと思います。

そして、10月11日には試験焼却予算の支出差しとめを求める住民訴訟を仙台地裁に起こしたということでもあります。このことは、執行差しとめを求める住民監査請求に対して、組合監査委員が却下したことに対する不服が要因の一つだったのかどうかはわかりませんが、これまでに懇切丁寧に説明してきた組合としては、相手方に理解していただけなかった、また申し合わせの内容の変更にも応じていただけなかったということであれば、非常に残念な経過に至ったものだというふうに思います。

そこで伺います。相手方に対する説明や申し合わせの改定に関するアプローチはいつごろまで努力してきたものなのか。直近の対応と伺いますか、内容についてお伺いをします。

そして、国の原発事故の特措法により8,000ベクレル以下は一般廃棄物とされ、予定されている3つの施設で焼却を実施することは法的には問題ないというふうにも解釈ができるわけですが、改めてその解釈についての説明をお願いしたいと。

私は、組合が住民の健康不安などの声に配慮して、焼却問題を当初から違法性がないと主張することを控えて、安心・安全の観点から住民と接してきたものだろうと推察をしております。しかし、なぜ既に実施している仙南、黒川、石巻に続いて、県内4カ所目になる大崎圏域が法廷の場に持ち込まれるに至ったのか。司法の判断によっては、先行している各地域にも影響が生ずるものであります。慎重に対応しなければならぬ事案であるとは思いますが、司法の最終判断が下されるまでには相当の期間を要するものと想定いたします。

また、汚染物をいつまでも放置しておくことはできないと考えますと、試験焼却、本格焼却をやめることなく測定値等の速やかな公表など、安全を基本として本事業に取り組むべきという当初の考えに対して、現時点では変更ないというふうな受けとめてよろしいか、伺うものであります。

最後に、法廷での議論等に支障が生ずると思われる内容については、答弁は留保していただ

いて結構でありますということをつけ加えておきたいと思います。

次に移ります。

次に大崎生涯学習センター事業について、パレットおおさきであります。施設の改修事業について伺います。

大崎圏域の生涯学習活動の拠点施設として、施設利用者数が増加していることは高く評価いたします。しかし、開館20年が経過する中で、ふれあい広場の沈下が利用者に非常に不便を与えております。もちろん景観も悪く、過去に一部を補修したとは聞きますが、総体的には状態がひどくて、放置しておくというわけにはいかないと思うんです。利用者が歩行中に転倒しけがをした場合、施設を管理する者が賠償の責に問われる結果となります。

宮城県から無償譲渡された施設とはいえ、建設当時の設計や工事に問題があったのではないかと、瑕疵があったという表現をしようと思ったんですが、いろいろ行政でまずい用語になるでしょうから、私は問題があったんじゃないかというふうに思います。

そういう疑問を否定できませんので、早急に大規模改修計画をして、宮城県に相当額の負担を求めるべきだと思うんですね。この点について、いかがでしょうか。

最後に、西地区熱回収施設整備事業についてお伺いします。

これは報告、先ほどの全協でもありましたから、おおよそは理解しておりますが、工期の延長が新リサイクルセンターの関係については明らかにされました。その理由についても説明はあったんですが、そうしますとこれは建設業者の都合で延期になったんじゃなくて、若干工期が延長になるのは発注側の都合ですから、これは業者さんからすれば大変な迷惑をこうむっているんだと思いますね。いわゆる契約をして、完成時期までは間に合わせて、いろんな人の手配、物の手配とかいろんな手配があったやつがおくれているわけですよ。結局ずれ込んだと。そういう方々に対する費用負担が今後出てくるのかどうか、何か報告会では行って来いだから負担にならないんだと、これはこっちのほうの関係だけですから、業者さんに対するそういった費用負担は求めがあったら応じる必要があると私は思うんですね。それだけ迷惑をかけているわけですから。その辺についての答弁。

それから、熱回収施設の進捗状況については、先ほどの説明会でありました。ただ私は、周辺住民等で構成するまちづくり専門部会で要望とか意見を聞くのにも時間がかかったということでありましたけれども、検討結果として4点について報告がありました。しかし、全協でそういったものは示されましたが、全て具現化するということになるのかどうか伺いたと思います。

全て具現化するというのであれば、これからの工事を含めて、でき上がっても地域の皆さんからいろんな声を聞いてくれた歓迎される施設ということになるんでしょうが、これはやっぱりある部分からすれば地域の方は迷惑施設だということであれば、相当住民に配慮したこういったことも考えなくちゃいけないと思うんですが、そういったことについてお伺いいたします。以上。

○議長（佐藤和好君） 質問通告大綱5点のうち3点に絞りましたので、答弁方、よろしくお願いいたします。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 相澤孝弘議員から御質問を賜りましたので、監査委員、あとは教育長からもそれぞれお答えしてまいります。

私から、まず農林業系廃棄物の試験焼却に関する関係地区住民の理解の努力についての御質問がございました。

これは大崎市議会においても予算可決時に、住民に丁寧にわかりやすく説明するようにという附帯決議が提出されましたことから、大崎市とともに広域行政といたしましても12会場、30行政区で説明会を開催いたしました。また、施設周辺の関係者を対象とした協議会、監視していくための協議会ですね。意見交換会なども立ち上げて、今後の試験焼却の協議の場ということも4回開催して、試験焼却の御理解を得られるよう努力も説明もしてきたところでございました。監視していくための協議会組織が立ち上がったことは、今後の試験焼却を進めていく中で共有していくというあらわれであります。

さらに、美里町では8月26日、涌谷町では9月2日に全町民を対象とした住民説明会を組合とともに開催しております。

組合といたしまして、最終は10月9日にも大崎市岩出山の上宮協栄会役員の皆様方に対して、試験焼却の御理解を得られるよう重ねて協議いたしましたが、残念ながら平行線でありました。

このような中で、上宮協栄会会長から、10月11日に試験焼却予算の支出差しとめの訴訟が起こされたことは報道されているとおりでございまして、非常に残念に思っているところでございまして、組合といたしましては、試験焼却の検査項目などで安全性を確認しながら取り組んでまいりたいと思っております。

当初の計画どおりに進めるのかというお尋ねでございしますが、予定どおり徹底した管理のもと試験焼却を計画どおり進めてまいりたいと思っております。試験焼却により測定された結果につきましては、各クールごとに市・町・組合ホームページ、施設周辺の代表者の皆様に随時公表して御理解をいただいております。

特措法の解釈についてのお尋ねがございました。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法は、平成23年8月30日に公布され、平成24年1月1日に施行されております。

この法律の第22条においては、議員も御承知のとおり、放射性物質によって汚染されたもののうち、事故由来放射性物質によって汚染されたものについては、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超える指定廃棄物等を除き、廃棄物処理法に基づく廃棄物に該当することとし、同法に基づく制度のもとで処理を行うこととされております。

このことから、今回の試験焼却に使用する牧草等については、廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当するため、本組合施設での焼却を実施するものでございます。

私からは、西地区熱回収施設整備等事業についてでございまして、新たな経営負担については工期の延長だけと認識をいたしております。新たな追加費用の発生はないものだと理解をいたしているところであります。

また、周辺住民代表で構成するまちづくり専門部会等々の御意見からいろいろ御要望をいただいております。1点目のごみ焼却等の施設整備に関する事、協議会の設置、生活環境、環境対策及び地域課題を反映させる施設整備、地域住民、事業所の従業員等の健康不安の解消と信頼構築などであります。

2点目は、雇用の創出、居住人口の増、交流人口の拡大等による地域振興策、3点目が施設設置に伴う周辺の市道等及び排水路等の環境整備として、過去の開発行為や整備計画に関連するもの、地域が処理場整備計画にあわせて要請したものなど、旧古川市時代から地域住民の思いが本整備事業をきっかけとして表明してきたものなども含まれていると思っております。

この種のことは、この議会でも御指摘いただいておりますように、地域に新たなこういう施設が設置されるということは地域の方が大変な御負担もかけ、御協力もいただくこととなりますので、あわせて振興策ということは不可欠であろうと思っておりますので、真摯に信頼関係に基づいて、これらを一一つ御要望を具現化に努力してまいりたいと思っております。

詳細、補足は、交渉等に当たってまいりました担当のほうから補足説明をいたさせます。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） お尋ねの、業者の都合で延期になったのでないので、その辺、業者にとっては迷惑だというようなお尋ねがございました。

もちろん契約をし、契約に基づいて今工事着手をし進行いたしております。当然、工事発注の際は仕様書なるものがございまして、その仕様書の中に地域住民とのコンセンサスを得ることということを一つの一定条件にいたしておりますので、このまちづくり専門部会等々の対応についても、その中できちっと協議をして進めることが前提条件になっておりますので、その前提条件の中での協議がおくれたということからすれば、受注者たる請負業者にも責任の義務が当然ございます。

そういう意味では、駆け引きにはなりますけれども、そうならないように今いろいろ協議をさせていただいているところでございますので、そういう意味で私どもとしては工事請負契約どおりの業務竣工をしていただければそれにこしたことはないんですが、そういうおくれの理由が、全協で申し述べたように一つの要因としてありますので、これからは元請業者主体となる企業体ではございますけれども、真摯に協議をしてまいりたいというふうに思っております。

あと具現化することが本当にできるのかという、地域振興ビジョンのかかわりでのお尋ねがございました。

今、管理者が述べたとおり、具現化に向けて誠心誠意努めてまいるといふことには変わりはない

ございません。ただし、より具体化するためには、地域代表者側からもきちっとした提案を具現化した形でいただかないと、特に長期計画などについては長年かかるお話でございますので、やはりそのことも協議会等含めて今後、具現化をすべき事案について真摯にお互いに協議の中で考えていかなくちゃいけない状況になろうかというふうに思っております。

とりあえず、全協で佐藤 勝議員から35年が39年ぐらいの話で、市のほうでは振興ビジョンの計画を考えているということもありましたので、来る11月4日、くしくも私がまだ在籍する任期中でございますので、私のために何かその日を設定したようでございますので、私の思いをそこに、きょう出たことも含めてぶつけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤和好君） 柴原監査委員。

○監査委員（柴原一雄君） まず大綱1点目の御質問について、御答弁を申し上げます。

このたびの住民監査請求に対する監査委員の判断の理由を伺うという内容でございます。

まず議員御案内のとおり、住民監査請求につきましては、地方自治法の第242条に定められているところでございます。改めまして、その条文を簡潔に要約いたしますと、地方公共団体の住民は地方公共団体の長など、職員も入りますけれども、長などによって違法もしくは不当な公金の支出などがあると認めるとき、これらを証する書類を添えて監査委員に対して監査を求めることができるというものでございます。

それで、提出された請求内容について確認をいたしましたところ、具体の財務会計行為のどの部分、あるいはどの行為が違法もしくは不当なのか、具体的、客観的な指摘がございませんでした。

よって、地方公共団体の監査委員、私ども監査委員の業務というものは、原則として当該地方公共団体の財務行為に関する案件が対象とそもそもされておるものでございまして、地方自治法の第242条で求められております財務会計行為についての違法もしくは不当である旨の具体的個別の案件についての指摘がございませんでしたので、請求についても要件を満たしていないと判断させていただいたところでございます。

以上、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（佐藤和好君） 次に、熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） 私からは、大綱3点目の大崎生涯学習センターの施設改修事業について、少し詳しくなりますがお答えをさせていただきます。

ただいま相澤議員から御心配をいただいたとおり、大崎生涯学習センターでは平成10年の開館以来、外構及びふれあい広場における地盤沈下が進んでおりまして、インターロッキングの陥没、それから段差等、利用者には御不便をおかけしているところです。陥没箇所が拡大して事故が発生しないよう、日常的に危険箇所の点検を行いながら、随時修繕工事を実施するとともに、利用者が段差で転倒などをしないように注意喚起を行っているところでございます。

しかしながら、その根本的な原因は、もともとの軟弱地盤であることに加え、雨水の流入により建物本体の地下に土砂が流れ込んでいる状況にあると思われまます。平成20年に宮城県が

ら施設の無償譲渡を受けるまで、地盤沈下の原因について宮城県、そして大崎市、組合と、この3者でさまざまな会議や協議を行ってまいりました。その結果としまして、当時は観測データを行った上での施工監理が行われており、地盤沈下の原因は予想を超えた台風と集中豪雨によるところが大きく、土地造成や外構工事の埋め戻しに瑕疵があるとは言えないという協議がなされまして、明確な原因は明らかにはなりませんでした。

その後、沈下が原因と思われる部分の修繕につきましては、土地の所有者である大崎市、建物の建設主体である県、そして組合の3者で協議を行いながら、その都度必要な修繕を実施してきました。主な費用負担は県で、大崎市も一部負担しております。

平成20年に宮城県よりセンターが無償譲渡をされる際には、地盤沈下が原因とされる段差の解消、雨水管、污水管の新設、植栽など大規模な対策工事を県が実施した上で無償譲渡を受けております。なお、このときに県と譲渡契約を交わしておりまして、無償譲渡の後の瑕疵については求めることができないという形に記載となっております。

いずれにいたしましても、センター利用者が安全・安心に施設を使っただけできるよう、まずはしっかりと地質調査等を行いまして、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 相澤議員。

○3番（相澤孝弘君） まず今、教育長さんが県との協議の内容を詳しく説明いただきましたので、反論させていただきます。

約束事をしてからは何も言えないんだと、その文書を残しておるようですが、一番最初の協議したときから間違っているんですね。あそこは軟弱地盤といっても相当ひどい軟弱地盤だったんですよ。その上に、雨を下にしみ込ませるんだと、盛り土をした上に砂を入れてやっているわけですから、大雨の台風とか云々という理屈じゃないんですよ。雨で、水で砂が流れちゃってああいうふうになっちゃったんですよ。建物の地下に流れ込んでいるという説明もありましたが、あその流域は、地下は農業用水路ですから、ほとんどが。ですから全部、私の住んでいるあの周辺に、全部あの下流へ流れてくるんですが、相当砂が流れ込んでくるんです。ですから、調査云々じゃなくて、もともと軟弱地盤。今初めて明らかにしますが、第五小学校を埋め立てする工事の際に、ちょうどパレットおおさきの入り口をダンプカーが走ったときに、パレットおおさきが工事して盛り土をしているときに、反対の市民病院側の田んぼは浮き上がっているでしょう、サイフォンみたいだね。それだけの軟弱地盤というのは、調査したといえども十分承知した上での工事だったはずですよ。

ですから、明らかにこれは瑕疵があったといっても、私は設計図は持っていませんけれども、構造上問題があったはずですから、県ではそういったものができないとすれば、県のほうからいろんなメニューの中での補助金、助成金を少し多目にいただいて、早急にやっぱりやるべきです。あそこは雨を流すんじゃなくて、下流は多田川まで流れるような排水路が整備されておりますので、浸透させなくても結構ですのでね。あそこはきちっとしたふれあい広場を固める

べきだということを、もう一回いずれかの機会に協議していただきたいというふうなことを申し上げておきます。

あと熱回収の関係ですが、先ほどせっかく副管理者の最後ですから、頑張って仕事していただきたいんですが、1つだけ気になったんですが、地元からも提案をもらわなくてと、地元の方々がまとまってどういう提案をしてくださいというようなことを、任せっきりじゃなくて具体的にリードしてあげなければ出てこないと思うんですね。ぜひ、その辺のことも考慮して、地元の方々と向き合っていただきたい。これについては、なかなか答弁しにくいと思いますが、そういうふうなこと。

あと訴訟問題ですが、原因なりその背景が全くわからなくなってきたんですね。今まで、相当な説明会を組合でやっていました。最終説明会じゃなくて、中間ぐらいですか、暑いときに私も岩出山のほうの昔の小学校の体育館ですか、中学校の体育館のときに行ったときに驚きました。何かこれ住民の方々、近くの方々かなあとするとそうじゃないんですね。何かその日は3カ所をやって、午前、午後、夜と相当の方が動いている。

後で知ったんですが、その場に行ってみてびっくりしたのは、どうも私たちと同じ議員という立場で、議員でもいろんな立場があるんですが、質問をして、議会でも主張したんだけど、こうでないかああでないかと言うと、一生懸命議会の執行部で説明を、反論というか、きちっと正しい説明をするんだけどそれは全く聞く耳を持たない。そして自分たちの主義主張に近いものの意見を言うと、半分ぐらいは拍手するんですね。だから相当、集団で説明会に歩いたんだろうと。たまたま一組、夫婦の方が私の知り合いの方がいらっしゃって、その方はたまたま地元だったんですが、聞いたんです。そうしたら、私、このような問い合わせがありました。相澤さん、どうせ試験焼却するんだすつぺと言うから、そうしなきゃ何とも処理できないでしょうと言ったら、あなたどういう立場で来たんですかと聞いたら、俺はどっちでもいいんだけど、動員されたから来たんだけどと、途中で帰っちゃいましたけど。だから、自分の意思とは関係ない方々がいっぱいいて、それがあたかもマスコミを通して活字で見るとすごい地元の方々がというような誤解も私はあったのかなあというふうにも、一部ね、全てとは言いませんがあるんですね。

ですから、これからもそういうふうなことであっても、やっぱり求めに応じてきちっと説明をしてという形には変わりなく進んでいただきたいと思うんですね。決して、15日にみんなが旗を持って云々と言ったけど、そういうふうな雰囲気が悪い中で4カ所目の大崎だけが何でそういうふうにとというのは、ひょっとしたらもっと違う意図があるんでないかなあと。これはこれから明らかになるでしょうから、そういったことを含めてぜひ慎重に、そしていろいろ言われることがないように対応していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。以上。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 私からも、通告に基づいて2点質問させていただきます。

資源物の回収と処理についてであります、1点目は。

通告の趣旨は伝えてあります。要するに、関係市町の部分において、このリサイクルについてはリサイクル率が低いのではないかという趣旨で、その対策について、どう対応するのかというのが趣旨であります。

まず第1点、資源物の回収と処理についてであります。

容器包装リサイクル法は、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者は商品化するという3者の役割分担が三者一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたのが主な内容であります。

そこででありますけれども、資源物の売り払い状況からしてみると、可燃物の資源物については平成26年と29年から比較しても21.6%ほど減少しておりますし、また不燃物の資源物についても13.5%ほど減少しております。さらに、売り払い金額についても13.2%減額をしております。やはりこの部分を踏まえると、リサイクルについては同規模自治体からしても認識が低いのではないかと思うのでありますが、その対策についてお伺いをするものであります。

次に、特定分別の基準適合物におけるペットボトルやプラスチック製容器包装の排出量についてであります。ペットボトルについては、平成28年度実績については前年度対比で1.7%増加しております。昨年度の実績では12.3%減少しております。プラスチック容器については、平成28年度では前年度対比で2.7%減少しております。さらに、昨年度実績においてはこれまた4.4%増加しております。

事業者は再商品化するという役目を担っておりますが、粗大としてリサイクルされるのはごく一部ではないかなあと。ほとんどがリサイクルされていないのではないかなあと思うのでありますが、実態についてはどう認識しているのかお尋ねをいたします。

4カ所あるごみ処理施設へのごみ搬入については、微増でありますが増加をしております。そのうち燃やせるごみの搬入についても前年度対比で、これもまた微増しております。資源物の売り払い量も前年度対比で9%ほど減少しております。また、今後の課題については、資源物が燃やせるごみに混入しているのではないかなと思うのでありますけれども、その考えについてお尋ねをいたします。

また、今後の課題については、プラスチック製容器による海洋汚染などが世界的な問題になり、プラスチックボトルの中国受け入れ禁止等により厳しい環境にある中で、西地区熱回収施設整備事業、この部分については燃やして発電をするというような部分でありますけれども、プラを燃やして発電によるリサイクルも考えられるのではないかなと思うのであります。その辺についてどう認識しているのかお尋ねをいたします。

もう一点でありますけれども、斎場整備についてであります。

この部分については、佐藤 勝議員にもお答えいただいたようでありますけれども、その分

は省いて、斎場完成までの現在の斎場の対応について、平成28年度は2,657万2,000円、平成29年度は2,161万5,000円と修理費がかかっております。完成するまでに修理費がどれくらい見込んでいるのか、あわせてお尋ねをし質問とさせていただきます。1回で終わるように、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤講英議員より、大綱2点御質問賜りました。順次お答えしてまいります。

まずは大綱1点目の、資源物の回収と処理についてのお尋ねがございました。

リサイクル率が同規模自治体と比較して低いのではないかとのお指摘がございました。環境省の一般廃棄物処理実態調査の平成28年度調査結果では、大崎圏域の全体のリサイクル率は10.6%でございます。県内の主な自治体では、栗原市が15.7%、富谷市を除く黒川広域圏では11.7%、仙南広域圏域では21.3%となっております。

大崎圏域のリサイクル率の算定に当たっては、子ども会などの資源物回収やスーパーでの資源物回収など市町で把握していない数量があり、一概にこの実態調査でのリサイクル率で判断することはできませんが、平成31年度に向けて、新たにその他紙、小型家電、乾電池のステーション回収を実施する方針で、市町と協議が済んでいるところでございます。リサイクルの推進につきましては、引き続き市町と連携しながらごみの減量化に向けて取り組んでまいります。

特定分別基準適合物であるペットボトルやプラスチック製容器包装のリサイクル先についてのお尋ねがございました。

マスコミなどの報道がありますように、中国では廃プラ等の輸入を禁止したことにより、民間の独自ルートでリサイクルをしていた自治体や事業所は、行き先がない廃プラスチック等が発生している現実もございます。本組合では公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託しておりますので、引き続き安定したリサイクルを進めてまいります。

西地区熱回収施設整備における廃プラスチック等を焼却することにつきましては、焼却は考えておりません。熱回収施設の設計を行う際には、計画処理対象物の計画ごみ質が重要となります。過去の実績をベースとして設計するものであり、廃プラスチックは高カロリーで、計画ごみ質が大幅に変わります。また、焼却後の排ガス成分も変わることから、平成27年9月に策定いたしました西地区熱回収施設等施設整備基本計画の全面見直しが必要となります。

組合としては、まずはごみを減らすこと、減量化や資源化施策を推進していくことが肝要であると考えております。

大綱2点目の斎場整備計画の中で、新斎場完成までにかかる現斎場でのランニングコストについてのお尋ねがございました。

新斎場については、古川斎場、松山斎場、涌谷斎場の3斎場を統合する形で建設するものでございます。この3斎場の平成31年度から5年間のランニングコストについては、経常経費

に火葬炉設備修繕工事を加えたもので約3億9,000万円が想定され、これを年間平均にいたしますと約7,800万円となるものであります。今後も施設の老朽化が進行し、工事費の増額が予想されるところでございますが、適切な維持管理を進め経費の削減に努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それでは1点目ですね。資源物の回収についてでありますけれども、直接搬入する部分、あるいは業者がリサイクルする部分についての情報がとれないということのようでもありますけれども、先ほども質疑のときにもお話し申し上げましたとおり、情報については県のほうで全体量の収集の部分についてはしっかりつかんでいるようでもあります。ですから、その部分で大崎の広域の部分でつかんだ部分を操作すると見えてまいりますので、適切な情報をしっかりつかんで、関係市町に情報を提供してリサイクルの向上に寄与していただくことを望んでおきたいと思えます。

もう一点でありますけれども、斎場整備についての今後、3斎場において年間で7,800万ぐらいのランニングコストということでもあります。

これは大変な額でありますので、ぜひ斎場整備についてはこの期間をできるだけ早く着工できるように鋭意ひとついろいろと御努力をいただいて、年度内にぜひ方向性、先ほどの話ですと具体的に大分見えてまいりましたけれども、やはり東とか北とか、きちっと方向性を示していただいて、そこに着工できるようにぜひ鋭意努力していただくことを望んで一般質問を終わります。

○議長（佐藤和好君） これで一般質問を終結いたします。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、大場副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 貴重な時間をおかりして、不肖私の来る11月6日で退任することへの、これまでの議員皆様方のお支え、そして歴代管理者、副管理者を含めた皆様方に一言万感の胸を迫らせながら御礼を申し上げたいというふうに思っております。

広域行政、私が参ったのが管理課長で平成8年から4年半、その当時、思い起こせば、先ほど相澤議員からお話があったパレットおおさきに携わった経緯がございます。平成10年8月8日、末広がりオープンした記憶もございます。その当時、負担金がまだ定まらない状況だったものですから、1市13町の首長さん方に懇願をしながらいろいろ説明をし、当時の中川市長には大丈夫かと。俺、8対2ぐらいまで譲歩する気持ちはあるんだという話でしたけれども、7対3でそれぞれ決着を見た、そんな思い出を今かみしめているところでございます。

加えて、平成の合併、平成18年3月3日以降、大崎市の職員として11月6日退職するまで、53人の議員さん方とおつき合いをさせていただきました。合併してはしりの状況でございましたので、議会も執行部もどういう形で新生大崎市をつくり上げていくかということ

の思いの一心で、短い期間でございましたけれども伊藤市政の中でかかわらせていただいた思い出が大変頭に重く刻んでおります。

その中で、11月6日に退職して11月7日から就任しました。そのときに管理者から、広域で助役が欠員していると。大変な事業を抱えているので何とかという思いがありまして、私も4年半の広域の実績がありましたので、自信を持って管理者には、できればぜひ私も行きたいと。俺のこと捨てて行くのすかという市長からの思いもありましたけれども、そういう形でここに参って、3期12年、何とか大過なく過ごさせていただきました。

当時、消防署の再編計画がありました。これは4年半いたときの消防力の適正化の基本報告をつくった状況下も認知いたしておりましたので、平成の大合併になって1市4町ということで、この時期を逃せば永遠に消防の再編はできないだろうという思いの一心で、当時の消防長以下幹部職とお話を詰めさせていただきながら、そして1市4町の首長さん方、そして議長さん方の思いを一身に受けて、何とか14署所を9署所に再編をして、いよいよ本丸が来年4月には供用開始という状況になっております。

当時、同じ時期に同じ手法で、同じ規模の建物を建てたもんですから、一斉に老朽化して一斉に新規対応しなくちゃいけない、そういう財政的な苦渋の決断も管理者にはあったというふうに思っております。そういう中で、1市4町の首長の大変協力的な御意見と支援をいただいて、何とか軟着陸をしたと。

そんないろんな思い出が、郷愁の念に今かられておりますけれども、私も71歳になります。先ほど佐藤 勝議員からはいろいろお話がありましたけれども、よく言われることに議会と執行部は車の両輪だと言われておりますように、これからの議会制民主主義を語るのであれば、ぜひ政策論議をしていただいて執行部と対等の位置関係で、どうすればまちをよくできるのか、農林振興策が今の政策の中で、後継者が育たない中でどうすればいいのかというようなことを政策論議で議論することが恐らくこれからの時代、車の両輪になるだろうというふうに思っておりますので、そういう御期待も含めて、そしてこれまで歴代議員さん方、議長さん方、歴代首長さん方、そして現にここにいる議員の皆様方、首長さん方に御礼を申し上げて、一言これまでの12年間を振り返った私の思いを酌んでいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） 大変御苦労さまでございました。

以上で、平成30年第4回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

---

閉 会

午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年10月19日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 佐藤 勝

署 名 議 員 吉田 眞悦